

## 平成 19 年度 第 1 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

### I 委嘱式

- (1) 開会挨拶（障害者施策課長）
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 区長挨拶

### II 第 1 回 推進協議会

- 1 開会挨拶（保健福祉部長）
- 2 委員自己紹介及び幹事紹介 資料 2
- 3 会長及び副会長互選
- 4 会長挨拶
- 5 議題 資料 1・3
  - (1) 杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について
- 6 報告事項 資料 4～8
  - (1) 杉並区障害者福祉計画・「7つの推進プラン」について
  - (2) 災害時要援護者対策について 資料 9
  - (3) 杉並区移動サービス情報センターについて 資料 10
  - (4) 障害のある方への生活支援サイト「の～まらいふ杉並」について 資料 11
- 7 その他  
・次回 日程等

### **【配布資料】**

- 資料 1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱
- 資料 2 平成 19 年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿
- 資料 3 杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について
- 資料 4 杉並区障害福祉計画 平成 19 年度～平成 20 年度（第 1 期）
- 資料 5 杉並区障害福祉計画【概要】
- 資料 6 杉並区地域自立支援協議会設置要綱
- 資料 7 杉並区地域自立支援協議会 全体のイメージ
- 資料 8 「すぎなみ仕事ねっと」 ちらし
- 資料 9 災害時要援護者支援対策の取り組みについて
- 資料 10 （仮称）杉並区移動サービス情報センターの設置
- 資料 11 「の～まらいふ杉並」 ちらし

# 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱

〔平成19年3月29日〕  
〔杉並第86214号〕

改正 平成19年5月8日杉並第9107号

(設置)

第1条 障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図るため、杉並区障害者福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること。
- (4) その他障害者福祉の推進に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員23名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 社会福祉団体の代表 2人以内
- (3) 地域団体の代表 2人以内
- (4) 障害者団体の代表 6人以内
- (5) 保健・医療関係者 2人以内
- (6) 教育関係者 2人以内
- (7) 就労関係者 2人以内
- (8) 相談支援及びサービス事業者の代表 2人以内
- (9) 権利擁護関係者 1人
- (10) 関係行政機関の職員 2人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長が、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所掌事項について委員を補佐する。

(専門部会の設置)

第7条 協議会を効率的に運営するため、必要があるときは、専門部会を置くことができるものとする。

- 2 専門部会は、協議会が指定する事項について、調査研究を行い、協議会に報告する。
- 3 専門部会の構成員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者施策課及び障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 杉並区障害者福祉懇談会設置要綱（昭和61年5月28日杉厚障発第136号）及び杉並区精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成9年6月20日杉衛地発第34号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

## 平成19年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿

No.	委員氏名	団体名等	備考
1	古谷野 亘	聖学院大学	学識経験者
2	坂井 元	日本体育大学女子短期大学部	
3	高橋 利明	杉並区社会福祉協議会	社会福祉団体の代表
4	山本 登志子	杉並区民生委員児童委員協議会	
5	斎藤 敬子	杉並区商店会連合会	地域団体の代表
6	石川 慶子	杉並区町会連合会	
7	高橋 博	杉並区障害者団体連合会	障害者団体の代表
8	山内 美代	杉並区知的障害者育成会	
9	山本 裕子	杉並家族会	
10	西山 春子	杉並区視覚障害者福祉協会	
11	栗原 武彦	杉並区聴覚障害者協会	
12	杉原 千鶴子	杉並区肢体不自由児者父母の会	
13	窪田 茂比古	杉並区医師会	保健・医療関係者
14	小川 一夫	東京都立中部総合精神保健福祉センター	
15	丸山 悠紀子	杉並区立済美養護学校	教育関係者
16	小林 進	東京都立永福学園養護学校	
17	松田 邦章	新宿公共職業安定所	就労関係者
18	土屋 義雄	杉並区障害者雇用支援事業団	
19	佐藤 弘美	杉並障害者自立生活支援センターすだち	相談支援及びサービス事業者の代表
20	日高 賢	杉並区居宅・外出介護事業者協議会	
21	鈴木 美佳子	杉並区成年後見センター	権利擁護関係者
22	田城 利明	東京都杉並児童相談所	関係行政機関
23	谷中 敏晃	警視庁高井戸警察署	

No.	幹事氏名	役職
1	小林 英雄	保健福祉部長
2	長田 斎	保健福祉部管理課長
3	末木 栄	保健福祉部障害者施策課長
4	南雲 芳幸	保健福祉部障害者生活支援課長
5	小林 陽一	保健福祉部杉並福祉事務所高井戸事務所担当課長
6	武笠 茂	保健福祉部高齢者施策課長
7	品川 靖子	杉並保健所保健予防課長
8	白垣 学	保健福祉部児童青少年課長

## 杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について

### 1 協議会設置の経緯等

障害者福祉の推進のため、杉並区では、これまで障害者福祉懇談会（昭和 61 年 5 月 28 日設置）と精神保健福祉連絡協議会（平成 9 年 6 月 20 日設置）を設置し協議を行ってきた。

障害者自立支援法の施行を契機に、二つの会議体を発展的に統合することとし、平成 19 年 4 月、障害者の地域での自立した生活を実現するために、区民と行政とが一体となって障害者の福祉及び関連施策を推進していく組織として「杉並区障害者福祉推進協議会」を設置した。

### 2 協議会の所掌事項

- (1) 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること
- (2) 障害者福祉施策の推進のための連携に関すること
- (3) 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること
- (4) その他、障害者福祉の推進に関すること

(杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱第 2 条)

### 3 協議会の運営について

#### (1) 協議会の運営方針

- 協議会の運営では、区からの報告が中心の「一方通行」ではなく、各委員が十分に意見交換、議論を行えるよう努める。
- 今期（平成 19・20 年度）の協議会においては、障害者自立支援法による障害福祉計画等の進捗状況を評価・検証し、21 年 4 月からの第 2 期の計画改定に向けた提言を行う。同時に地域の福祉基盤の整備などの課題を適切に取り上げて、施策の充実に反映させていく。
- 開催は年 3 回程度とし、限られた協議会で有効に議論ができるよう、適切に議題を設定するとともに、議論を深めるため専門部会を活用する。

#### (2) 今期の専門部会の設置について（案）

当面、次の部会を設置する。

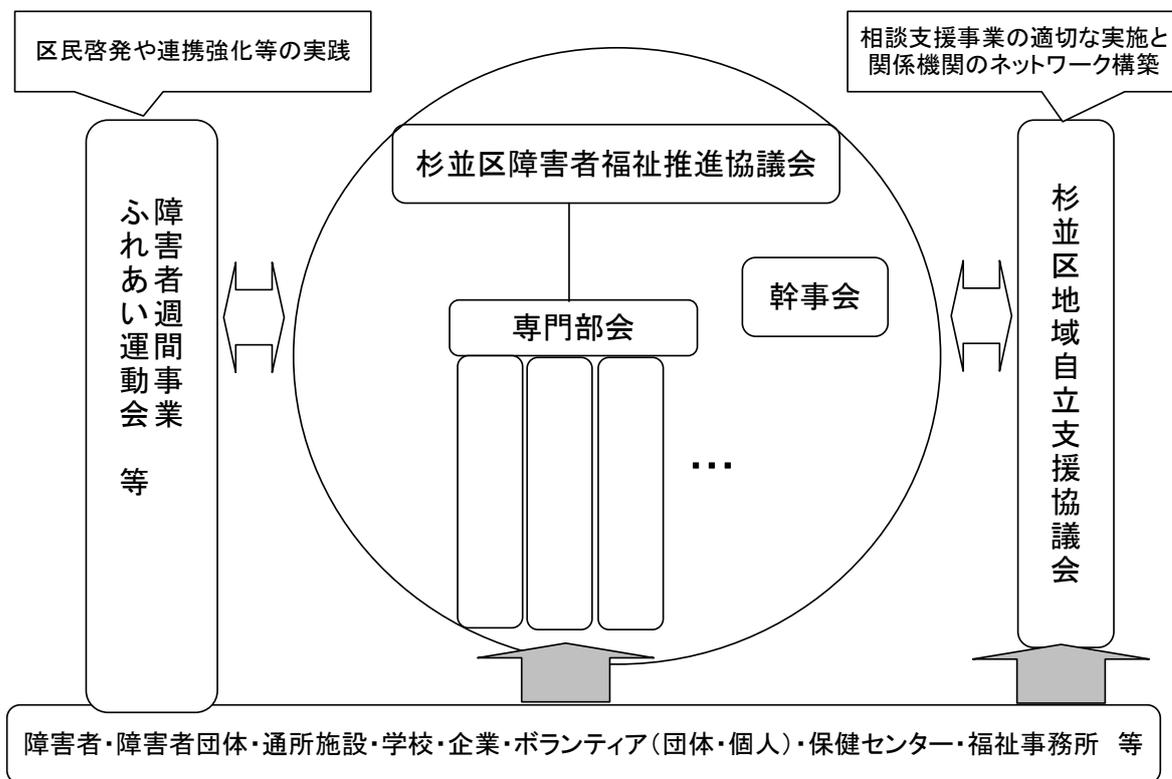
- 「**計画部会**」⇒杉並区障害者計画（杉並区保健福祉計画に包含）及び杉並区障害福祉計画の計画進捗状況等を踏まえ、計画の推進と 21 年度からの計画の改定に向けた提言を検討する。
- 「**災害時要援護者対策部会**」⇒新たな災害時要援護者対策を実効あるものとするために、取り組み状況を把握しながら検討し、必要な意見を述べる。また、日頃からのセーフティネット強化策の研究を行う。

【構成】十分な意見交換や議論ができるよう、協議会の委員を含み 10 人程度とする。

【設置期間】その内容により、必要な期間とする。

【開催回数】各年 3 回程度とする。

(参考) 協議会と関連会議等との関係イメージ図



(4) 今後のスケジュール等

	平成19年度												平成20年度												平成21年度	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
国・都の動き	障害者自立支援法 21年4月に向けて見直し												利用者負担軽減策、激変緩和策等													
実施計画	改定作業			素案の公表			計画公表																			
保健福祉計画 (障害者計画) 障害福祉計画													改定作業			基礎調査			素案公表							
全体会(予定)	★				★						★		★										★			
主な議題	○委嘱式 ○障害者福祉推進協議会の役割と運営について				○杉並区実施計画について ○障害者自立支援法の取組状況と課題 ○専門部会の検討状況報告								○21年度からの障害者福祉計画・障害福祉計画の改定について ○専門部会の検討状況報告				○協議会のまとめ(次期協議会への課題整理等) (任期終了)									
障害者福祉推進協議会 専門部会																										

# 杉並区障害福祉計画

平成19年度～平成20年度(第1期)

杉 並 区

平成19年3月

# もくじ

	ページ
第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	2
第2章 3つの視点と7つの推進プラン	3
第3章 7つの推進プランと重点事業・主要事業	5
推進プラン1 相談支援体制の充実	6
推進プラン2 地域での生活の場の確保と支援体制の整備	9
推進プラン3 多様な在宅サービスの充実	11
推進プラン4 入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進	13
推進プラン5 社会参加の促進	15
推進プラン6 日中活動の場の再編整備	17
推進プラン7 一般就労の促進	19
【別表】 障害者自立支援法によるサービス見込量	
○障害福祉サービス	21
○地域生活支援事業	22
第4章 計画の推進に向けて	23
【参考資料】	
1. 障害福祉サービスの利用状況について（平成15年度～平成17年度）	24
2. 障害者基礎調査について	28

# 第1章 計画の基本的な考え方

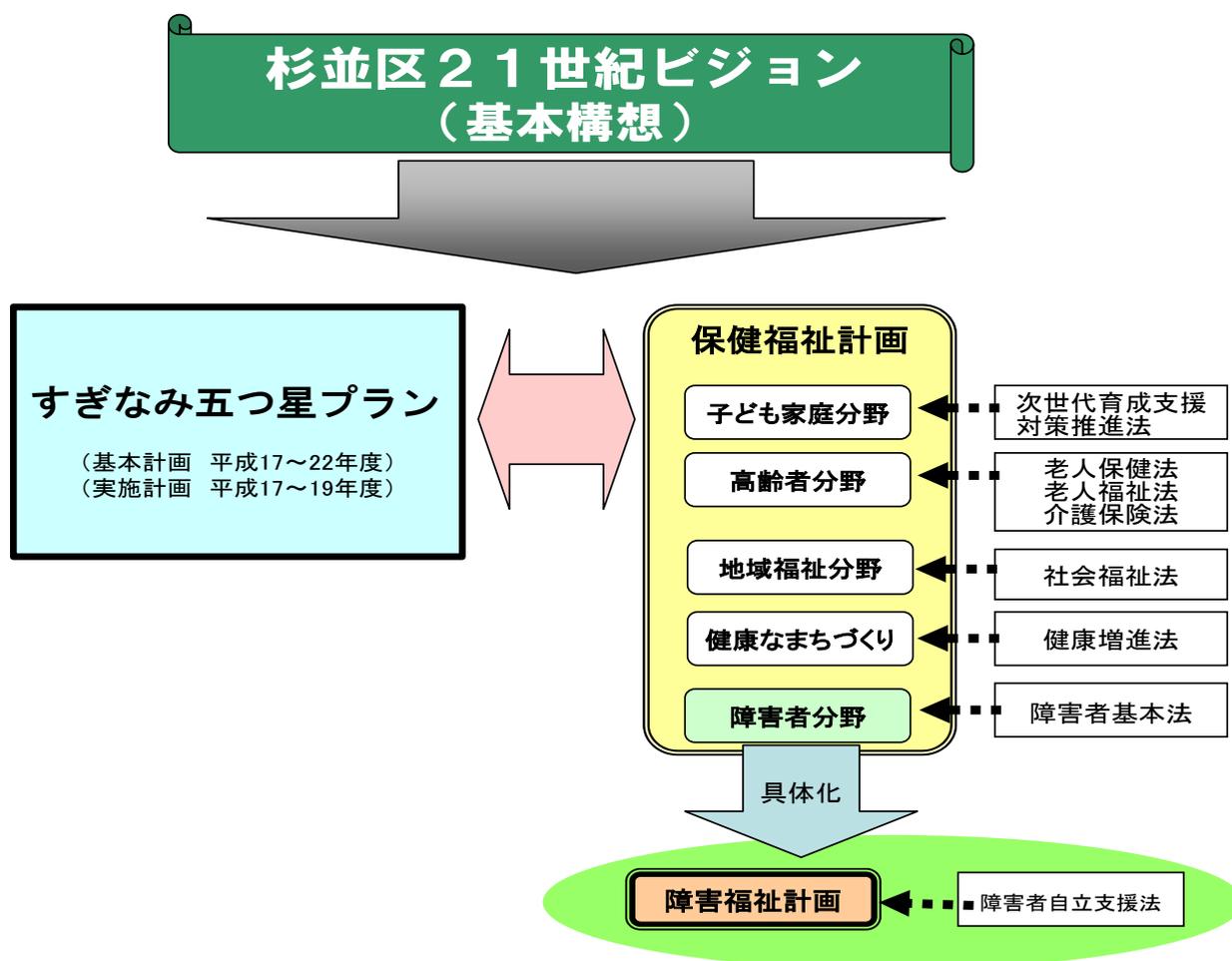
## 1 計画策定の趣旨

- 障害者の生活を取り巻く制度や環境は、近年、大きく変容しつつあります。特に、平成15年度から始まった支援費制度では、障害者の「自己選択・自己決定」を基本に据え、「措置から契約」による福祉サービス利用へ、また「施設から地域へ」と障害者の地域での生活を重視する方向に変わってきました。
- 杉並区においても、障害者施策の新たな理念を踏まえ、昨年度に改定した「杉並区保健福祉計画（平成18年度～22年度）」では、「障害のある人が自分らしく生きることのできるまちづくり」を施策の方針とし、障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域生活が送れるよう、日常生活の支援や就労支援など、多様な取り組みを進めてきたところです。
- 平成18年4月、さまざまな課題を解決し、制度の持続的安定を図るための新たな障害福祉制度として、障害者自立支援法（以下「支援法」という）が施行されました。
- 支援法では、障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化するとともに、施設・事業を「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」に再編することが求められています。
- 同時に、①障害者等の自己決定と自己選択の尊重、②実施主体の区市町村への統一と三障害に係る制度の一元化、③地域生活や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備を基本理念とする「障害福祉計画」の策定を地方自治体に義務付けています。
- このため、区は、障害者基礎調査（平成18年7月～9月）を踏まえ、支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援をはじめとした、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、新たに「杉並区障害福祉計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけと計画期間

- 「杉並区障害福祉計画」は、支援法第88条に基づく障害福祉計画として作成するものであり、同時に、「杉並区保健福祉計画」における障害者分野の具体的なサービス計画としての性格をあわせもつものです。
- 国や都の計画との整合を図り、障害者の地域生活支援のための提供体制の確保に関する基本的事項を定めるものです。
- 支援法の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、平成23年度末における目標値を設定するとともに、平成19年度から平成20年度までの2年間の第1期の計画期間とします。
- 第2期は第1期に係るサービスの見込量等を平成20年度末までに見直し、21年度から23年度までの期間について定める予定ですが、改定にあたっては、保健福祉計画との整合を図り、可能な限り一体的な計画として再編します。

### 障害福祉計画と他の計画との関係



## 第2章 3つの視点と7つの推進プラン

この計画では、めざす将来像を「障害のある人が自分らしく生きることのできるまち」とします。

様々な社会活動によって自分らしく生きるとは、地域に暮らしている者にとってはごく当たり前であり、誰もが願うことです。しかし、障害のある方にとっては様々な制約の中で、自分らしく生きることが難しいという現状があります。

このような現状を踏まえ、この計画は、次の**3つの視点**をもとに、**7つの推進プラン**を柱として構成しています。その上で、主要な事業の整備目標と確保策を示し、将来像の実現に向けた基盤づくりを2年間で着実にやっていきます。

### 3つの視点

#### 24時間 安心して暮らせる仕組みをつくります

24時間安心して暮らせるまちは、どんな人にとっても生活の土台となるものです。障害がある人にとって地域での生活にはさまざまな不安があります。そのため、介護・介助などの支援や日々の生活に応じたサービスが必要です。

どんなに障害が重くても、地域の中で権利が守られ、緊急時にも対応ができる仕組みを整備し、安心して暮らせる基盤をつくります。

#### 自立と社会参加を促進します

障害があるために、あたりまえの生活を営むのが難しい、地域の活動に参加することに制約が生じる、本人の意思に関わらず住み慣れた地域を離れ入施設で暮らさなければならないなど、まだ自分らしく生活することには難しさがあります。

障害があっても社会の中で孤立せず、本人の「自己選択、自己決定」が最大限に尊重され、ライフステージに応じた生きがいのある生活が送れるよう、自立と社会参加を促す施策を推進します。

#### もっと働ける地域社会をつくります

働いて収入を得ることは生き生きと生活するうえで大切なことです。しかし、都内の民間企業における障害者雇用率は1.4%と低く、また多くの福祉施設の工賃収入は1万円程度であるのが現状です。

障害があっても、その能力や個性を最大限に発揮することにより就労することは可能です。働くことが生きがいとなり、その結果収入に結びつくことになれば、より自分らしく生きることができるようでしょう。障害者がさまざまな形で働くことのできる環境を企業・福祉等関係機関が協働して、創っていきます。

## めざす将来像

**障害のある人が 自分らしく生きることのできるまち**

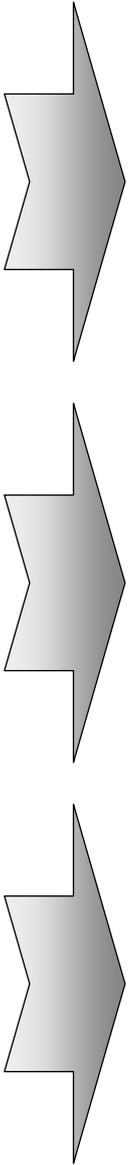
いきいきと

安全・安心に

地域とともに

★障害のある人が、その能力や個性を最大限に発揮して、その人らしく安心して暮らせるまち、そんな地域の中で**障害のある人もない人も、ともに育ち、ともに働き、ともにいきるまち**を、区民・事業者とともに創っていきます。

## 施策の考え方と推進プラン

- 
- ① 「自己選択、自己決定」を尊重した支援が可能となるよう、身近に相談できる場所を確保するとともに相談支援技術の向上を図ります。  
⇒推進プラン1：相談支援体制の充実
  - ② 障害の状態に応じて支援が受けられる居住の場を確保するとともに、24時間体制のサポート体制を整備します。  
⇒推進プラン2：地域での生活の場の確保と支援体制の整備
  - ③ 在宅での暮らしを支えるために必要なサービスを充実させます。  
⇒推進プラン3：多様な在宅サービスの充実
  - ④ 入所施設にいる方や長期に入院をしている方のうち、地域での生活に移行が可能な方について、体験や訓練等のきめ細やかな支援を行います。  
⇒推進プラン4：入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進
  - ⑤ 積極的な社会参加が可能となるよう、外出などの支援を行います。  
⇒推進プラン5：社会参加の促進
  - ⑥ 多様な日中活動や就労ための訓練が行えるよう、通所施設等を新たな体系のもとに再編整備します。  
⇒推進プラン6：日中活動の場の再編整備
  - ⑦ 能力や個性を十分に発揮できるよう就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境を整備します。  
⇒推進プラン7：一般就労の促進

## 第3章 7つの推進プランと重点事業・主要事業

第2章において定めた7つの推進プランについて、重点事業と主要事業の内容、目標等を示します。なお、支援法によるサービス見込量は、P21・22に一覧表を掲載しています。

### 推進プラン1：相談支援体制の充実

- ① 相談支援事業所の整備・・・・・・・・・・・・・・・・重点事業
- ② 地域自立支援協議会の設置
- ③ ケアマネジメント従事者の養成支援・サービス利用計画の作成

### 推進プラン2：地域での生活の場の確保と支援体制の整備

- ① グループホーム・ケアホームの整備・・・・・・・・重点事業
- ② 24時間安心サポート事業の実施
- ③ 入所施設の整備・居住サポート事業の実施

### 推進プラン3：多様な在宅サービスの充実

- ① 訪問系サービスの充実・・・・・・・・・・・・重点事業
- ② ショートステイの実施
- ③ 日常生活用具給付等・訪問入浴サービスの充実

### 推進プラン4：入所施設（長期入院）から地域生活への移行促進

- ① 精神障害者退院促進事業の実施・・・・・・・・重点事業
- ② 区における移行促進体制の整備
- ③ 退院・退所者を地域で支える体制の整備

### 推進プラン5：社会参加の促進

- ① 外出の支援・・・・・・・・・・・・・・・・重点事業
- ② コミュニケーション支援
- ③ 多様な講座・交流の場の整備

### 推進プラン6：日中活動の場の再編整備

- ① 生活介護・活動支援型施設の確保と支援・・・・・・・・重点事業
- ② 就労移行・訓練型施設の確保と支援・・・・・・・・重点事業
- ③ 工賃アップのための取り組みの支援

### 推進プラン7：一般就労の促進

- ① 多様な企業就労形態の活用・・・・・・・・重点事業
- ② 企業開拓と就労定着支援の充実
- ③ 求職者情報の集中化

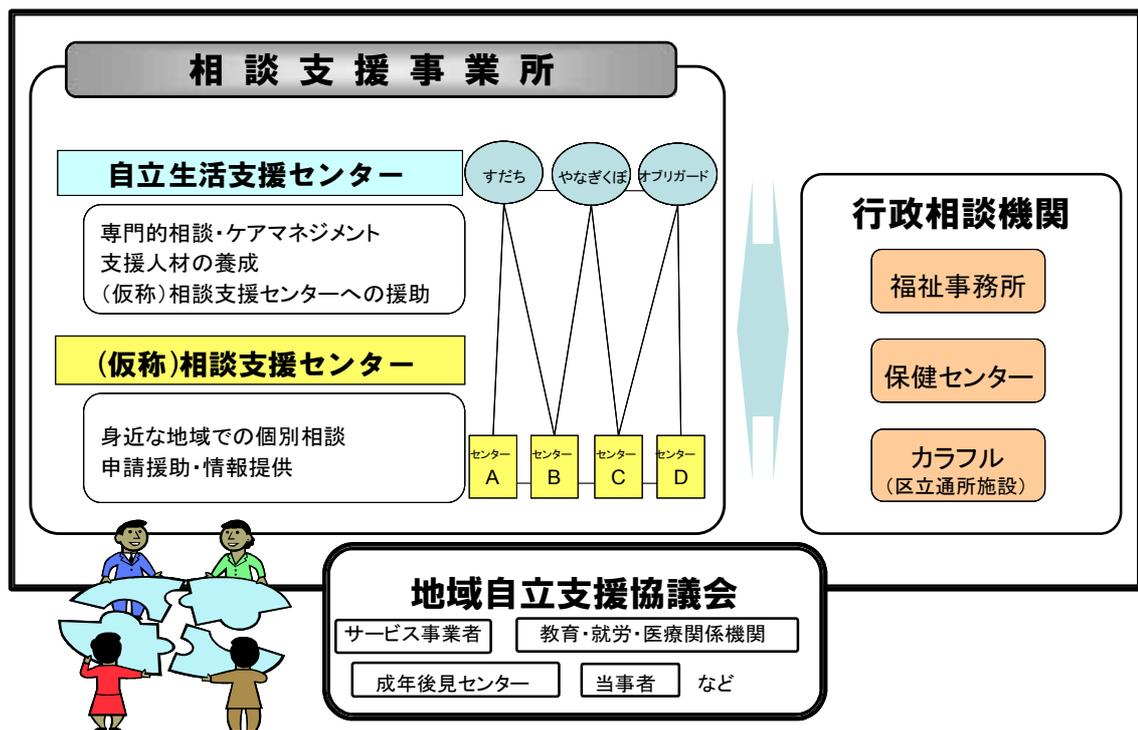
## 推進プラン1 相談支援体制の充実

### 重点事業 相談支援事業所の整備

その人らしく自立した生活を送るためには、本人の必要とする情報の活用やサービスの利用が不可欠です。障害によってサービスの利用や調整を行うことに困難が生じないように相談支援事業所の整備を重点事業に定め、専門的な相談や日常生活に関する相談が身近な地域で行えるよう相談支援体制を充実します。

また、相談支援の質を高め、地域生活に必要な様々なサービスが適切に利用できるよう関係機関によるネットワークの構築を図ります。

### 相談支援体制の構築イメージ



### 相談支援事業所

支援法の「地域生活支援事業」において、障害者に対し相談支援を行う事業所のこと。都から指定を受けた相談支援事業者に区が委託して事業を実施することができる。障害種別に応じた専門相談機関である自立生活支援センター及び日常的な相談に身近な場所に対応する(仮称)相談支援センターを区における相談支援事業所とする。

○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ① 相談支援事業所の整備</b>			
	<p>障害のある方が地域で暮らしていくためには、自己選択・自己決定を最大限に尊重した上で、複数のサービスを重層的に活用していくための情報提供、サービス調整などの相談支援の仕組みづくりが大変重要です。</p> <p>そのため自立生活支援センター及び（仮称）相談支援センターを設置し、相談支援体制を重層的に整備していきます。自立生活支援センターは3障害に対応する総合相談及びそれぞれの障害種別ごと（オブリガード：精神障害、やなぎくぼ：身体障害、すだち：知的障害）の専門相談に応じます。</p> <p>（仮称）相談支援センターについては、より身近な場所で相談ができるよう、地域バランスにも配慮しながらNPO法人等との協働のもと整備していきます。</p> <p>また、地域で安心して暮らしていくためには地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護の仕組みの活用が重要なことから、地域自立支援協議会・社会福祉協議会・成年後見センター（※1）等の関連機関と連携しながら、権利擁護事業を積極的に推進していきます。</p>	2ヶ所	7ヶ所
<b>② 地域自立支援協議会（※2）の設置</b>			
	<p>障害者の地域自立生活の実現のためには、障害福祉サービス事業所や教育・就労・医療機関、ボランティア団体、さらに権利擁護機関など、地域内の多様な社会資源の間に顔の見えるネットワークをつくる必要不可欠です。</p> <p>そのため、相談支援事業をはじめとする支援システムづくり等の中核的役割を担う機関として、地域自立支援協議会を設置します。同協議会では、地域の関係機関とのネットワークの構築に努めます。また、協議会の下に専門部会を置き相談支援事業の運営評価、地域生活に資する支援人材の育成、不足している社会資源の検討等を行います。</p>	—	拡充

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
③ ケアマネジメント従事者の養成			
障害のある方一人ひとりの生活を支え、サービスを効果的に活用していくためには、ケアマネジメントの手法を用いた支援が必要となります。ケアマネジメント従事者のスキルアップのために区独自の研修を行うなどして、障害当事者の立場に立ったケアマネジメント従事者を質・量ともに十分に確保します。	—	拡充	
④ サービス利用計画の作成			
<p>障害福祉サービスを利用する障害者（重度障害者等包括支援や共同生活介護などの利用者を除く）のうち、入所・入院から地域移行する方や単身者であって自ら適切なサービス調整が出来ない方など、一定の要件に該当する場合には、指定相談支援事業者が「サービス利用計画」を作成します。</p> <p>障害者一人ひとりに適切なサービス利用計画が作成されるよう、指定相談支援事業者が行う相談支援の充実に努めます。</p> <p>※なお、一定の要件に該当しない障害者に対しての相談支援では、自立生活支援センターや（仮称）相談支援センターにおいて、自立支援給付の申請援助やサービス事業者に関する情報提供などを幅広く行います。</p>	—	拡充	

（※1）**成年後見センター**

区と社会福祉協議会が出資して設立した成年後見制度の普及、利用促進の推進機関。区民からの権利擁護や福祉サービス利用に関する相談、成年後見制度の利用促進などを行う。

（※2）**地域自立支援協議会**

地域において障害者の生活を支えるため相談支援事業をはじめとする支援システムづくり等に関し中核的役割を担う機関として区が設置する協議会。公民協働のネットワークづくりの核となる機関となる。

## 推進プラン2 地域での生活の場の確保と支援体制の整備

### 重点事業 グループホーム・ケアホームの整備

障害のある方が自らの暮らし方を選択し、地域生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。暮らし方の選択肢として、障害の程度に応じて支援が可能なグループホーム・ケアホームの整備を重点事業と位置づけ、バックアップ体制を設けるなどの質・量の充実を図ります。

また障害の重い方に対して、専門的な支援が可能な重度身体障害者入所施設や、介護者の急病や支援が緊急に必要となった時にも対応できる仕組みをつくり、どんなに重い障害があっても可能な限り地域で安心して暮らせる場を築きます。

### 障害者が安心していきいきと暮らせる場



○ 主要事業

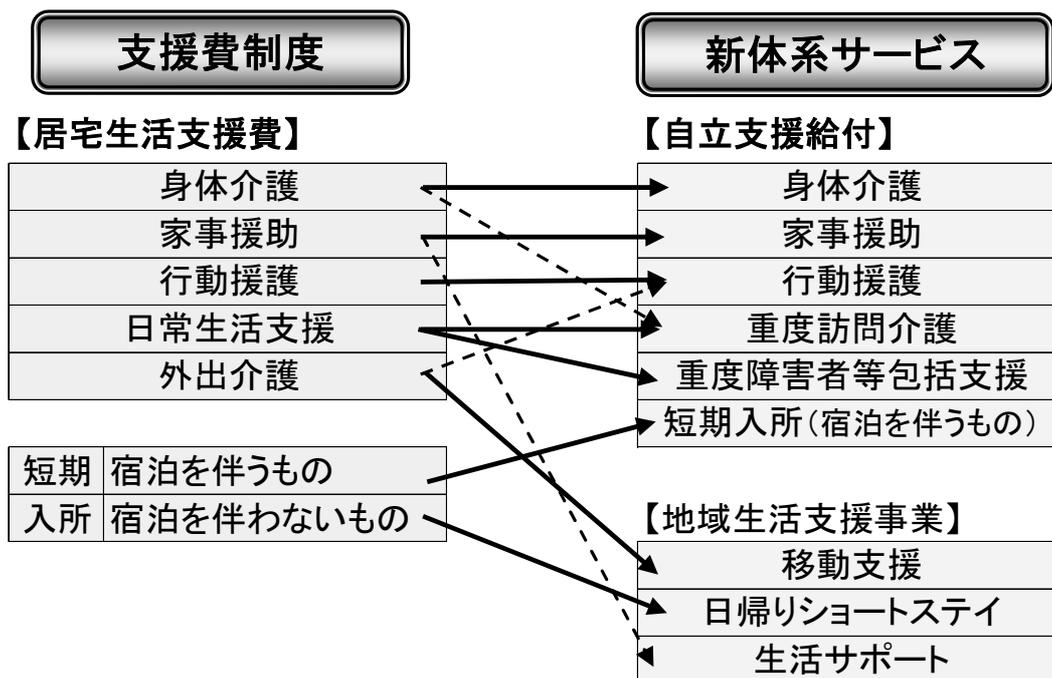
事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ① グループホーム・ケアホームの整備</b>			
	<p>自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、小集団で暮らす形態の住まいであるグループホームやケアホームの整備を都の補助制度を活用しながら、NPO法人や社会福祉法人などと連携し進めます。その際、関係機関に対して必要見込み量などの情報提供を行うとともに、区民への啓発に努めます。また、グループホームやケアホームの支援の質を確保し、運営をバックアップするための体制やシステムを構築していきます。既存のグループホームが、支援法におけるサービスへ移行できるよう誘導策の実施や必要な支援を行います。</p>	25ヶ所	48ヶ所
<b>② 24時間安心サポート事業の実施</b>			
	<p>地域で生活している障害者が、家族の急病や事故などに伴って介護者が不在となった場合などには、迅速かつ適切な緊急的支援が必要となることが想定されます。</p> <p>そのための仕組みとして、すだちの里を中心に緊急ショートステイの提供や、地域の在宅サービス事業者と連携した緊急のホームヘルパー派遣などの仕組みをつくることで、24時間安心なセーフティネット体制を構築していきます。</p>	—	拡充
<b>③ 入所施設の整備</b>			
	<p>最重度の身体障害のある方で医療的ケアの必要性があるなどの理由から、在宅やケアホームでの介護が困難な方を対象とした居住の場として、平成21年度に重度身体障害者入所施設を区内に整備します。</p> <p>なお、平成18年4月には地域移行訓練型の知的障害者入所施設を開設しました。</p>	0所	2所
<b>④ 居住サポート事業の実施</b>			
	<p>地域移行する方や一人暮らしを希望する方に対して、地域生活をサポートするために、アパート等の賃貸物件の情報提供やその後の生活支援（見守り等）を行う、居住サポート事業を相談支援事業者に委託して実施します。</p>	—	拡充

**重点事業 訪問系サービスの充実**

障害のある方が地域で安心して生活するためには、いつでも、必要に応じてサービスが受けられる仕組みが重要です。中でも日々の生活を支える様々な在宅サービスは欠かすことができません。

特に、重い障害のある方も、家族による支援のみに頼ることなく安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスを重点事業と位置づけ、サービスの質や量の充実を図ります。また緊急時の対応や生活の質を高める日常生活用具や入浴サービスなどの充実を図り、安心して快適な生活を支援します。

**支援費制度から新体系サービスへの移行イメージ**



**重度障害者等包括支援**

障害が著しく重い方に対し、介護給付のサービス全体を包括的に提供するサービスです。  
(対象者)

- ① 四肢マヒ・寝たきり・人口呼吸器または重度知的障害
- ② 行動援護対象者の中の更に重度(調査の行動関連項目等の合計点が15点以上)

○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ①訪問系サービスの充実</b>			
	<p>家事や入浴等の介助を行うホームヘルパーを派遣し、在宅で自立した生活をおくることができるように、日常生活の支援を行います。</p> <p>平成 18 年度の障害者基礎調査から今後のサービス利用の増加が見込まれます。また、新たに加わる重度障害者等包括支援は、計画初期において不足が生じてしまうことが予測されます。事業の参入や拡大に対する支援に努め、サービス基盤を整備していきます。</p> <p>また、多様な障害者への対応やニーズに応えられるように、ヘルパーの質を高めるためのステップアップ研修会などを開催します。</p> <p>なお、障害程度区分が非該当と認定された方に対するサービスとして、地域生活支援事業の中で生活サポート事業を実施します。</p>	居宅介護 (身体介護・家事援助)	
		—	利用者数 484 人 利用時間数 7,570 時間
		※居宅介護以外の訪問系サービスについては、21 ページに目標を掲載しています。	
<b>② ショートステイの充実</b>			
	<p>家族の急病など在宅での生活が困難なときなどに、ショートステイ（短期入所や日帰りショート）の提供を行います。</p> <p>平成 17 年度の利用実績では、区外施設の利用が多くあり、平成 18 年度に区内に 6 床分の短期入所を整備しました。できる限り、区内で充足できるよう既存施設の活用など、さらにサービス量の拡充に努めます。</p>	短期入所	
		利用日数 341 日	利用日数 600 日
		日帰りショート	利用日数 38 日
<b>③ 日常生活用具給付等の充実</b>			
	<p>重度の障害者に日常生活の便宜を図り、生活の質の向上のため介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。</p> <p>必要な人が適切に利用できるよう使用方法や修理など情報提供や相談の充実を図ります。</p>	実施	拡充
<b>④ 訪問入浴サービスの充実</b>			
	<p>自宅の浴室での入浴が困難な重度の障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行います。</p> <p>平成 19 年度から 1 年間の限度回数を 38 回から 52 回に拡大するとともに、サービスの質の向上に努めていきます。</p>	利用回数 137 回	利用回数 256 回

※ 数値は、1 ヶ月当りの利用量を示しています。

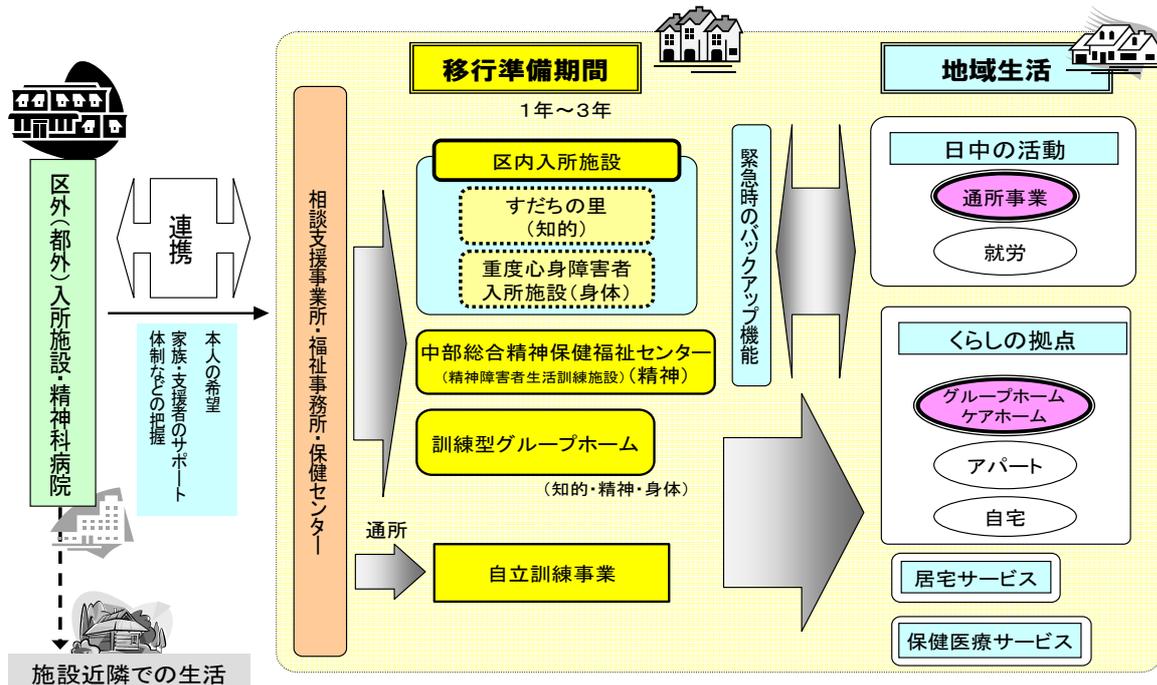
## 推進プラン4 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進

### 重点事業 精神障害者退院促進事業の実施

これまで、比較的重度の障害のある方の中には、住み慣れた地域や家族から離れて、遠隔地の施設や病院を生活の場とせざるを得ない状況がありました。また、受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者が長期入院している状況があります。

入所・入院の継続の必要性がない方が安心して地域で生活できるよう、関係機関が連携した地域移行促進体制を整備し、本人の意向を尊重した地域生活への移行を積極的に支援します。特に医療、保健、福祉関係機関による重層的な支援が必要な精神障害の方の退院促進を重点事業に定め、体験や訓練等のきめ細かな支援を行い地域生活の移行を推進します。

### 入所施設・長期入院から地域生活への移行



### 【目標】

#### ○精神科病院からの退院促進

	平成 17 年度 (実績)	平成 18 年度 (見込み)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
病院からの地域移行者数 累計	—	2 人	6 人 6 人	7 人 13 人	15 人 48 人

○障害者入所施設からの地域移行

	平成 17 年度 (実績)	平成 18 年度 (見込み)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域生活移行者数 累 計	—	2 人 —	10 人 10 人	18 人 28 人	13 人 65 人
施設入所者数	284 人	309 人	307 人	300 人	284 人
都外施設入所者数 構成比	160 人 56.3%	155 人 50.2%	150 人 49.7%	145 人 49.2%	130 人 45.8%

○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17 年度末 現 況	23 年度末 目 標
<b>㊦ ① 精神障害者退院促進事業の実施</b>			
	<p>自立生活支援センターを中心としたケアチームを設置し、住居の確保や地域生活継続のための支援を行います。</p> <p>協力病院を設定し、本人意思を前提として退院可能な長期入院患者についての情報提供を受けて対象者を選定します。退院可能な対象者に対して、地域生活での不安解消を図るため、退院前に作業所の体験通所、退院経験者によるピアサポートなどの支援を行います。退院後は、病状が継続的に安定するよう、保健センターが医療機関と連携して、療養支援を行います。</p> <p>平成 18 年度にモデル事業を実施、検証したうえで、平成 19 年度より本格実施します。</p>	病院退院者数  —	平成 19 年度 からの累計 48 人
<b>② 障害者入所施設から地域生活への移行促進</b>			
	<p>平成 18 年 4 月に地域移行支援機能をもつ施設として開設したすだちの里すぎなみ（50 床、うち区入所枠 40 床）において、自立や地域生活における体験や必要な訓練を行います。また、ケアマネジメント体制による相談支援体制を基に積極的に移行促進に取り組みます。</p>	地域生活移行者数  —	平成 19 年度 からの累計 65 人
<b>③ 区における地域移行促進体制の整備</b>			
	<p>地域移行を促進していくため、自立生活支援センター、保健センター、福祉事務所などの関係機関からなる横断的な組織を設置し、地域移行促進体制の整備を行います。</p> <p>平成 19 年度に地域自立支援協議会の専門部会として（仮称）地域移行促進部会を立ち上げます。</p>	—	拡 充

**ピアサポート**

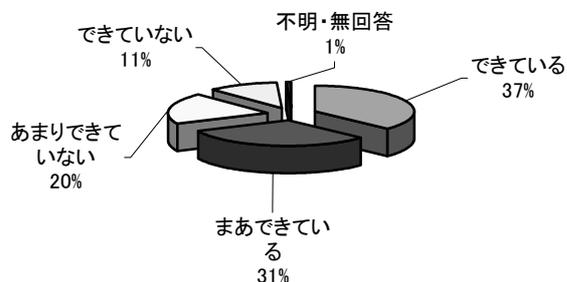
精神障害者が自らの体験を基に、地域生活への移行に向けて相談・同行などを行います。

**重点事業 外出の支援**

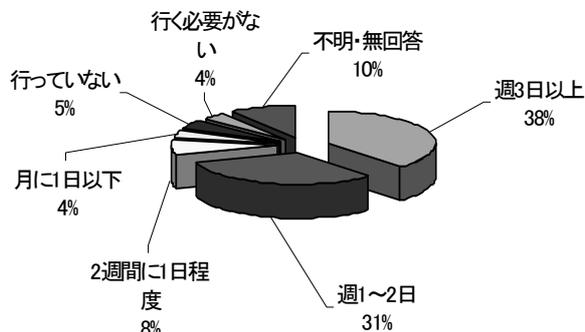
障害のある方の社会参加を保障することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共にいきるまちの実現につながっていきます。移動やコミュニケーション手段の確保、同じ障害をもつ者同士の活動支援、さらに多様な講座を開催し、積極的に社会への参加が図れる取り組みを行います。

特にあらゆる活動に参加するための移動支援の確保を重点事業とし、重い障害のある人も積極的に外出が可能となるように担い手を養成し、サービスの質を高めていきます。

自分が思うように外出できているか(満足度)



外出の頻度(近所への買い物)



※平成 16 年障害者の外出等に関する調査より

平成 16 年障害者の外出等に関する調査によると、「思うように外出ができているか」という問いに対して、あまりできていない(20.0%)、できていない(11.4%)と約3割の方が満足していない状況にあります。また、近所への買い物による外出の頻度については、約2割の方が週に1回未満の状況にあります。

○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ① 外出の支援</b>			
	<p>障害者の社会参加を積極的に進めるため、外出時における「移動支援」を提供します。なお、重度の障害者で行動障害がある方に対する支援には、「行動援護」を提供します。</p> <p>行動援護については、これまでの提供実績がなく、計画当初において、サービス量の不足が生じることが予測されます。事業参入の働きかけや行動援護が可能なホームヘルパーの養成などを行いサービス量の拡充に努めます。</p>	移動支援	
		実施 (旧移動介護)	利用者数 290人 利用時間 6,510時間
		行動援護	
		利用者数 0人	利用者数 20人 利用時間 568時間
<b>② コミュニケーション支援</b>			
	<p>聴覚、言語機能などに障害があり、意思疎通に障害をきたす障害者の方に、手話通訳や要約筆記者を派遣します。</p> <p>また、視覚障害者のための代読や点訳、また知的障害者などに対するコミュニケーション支援を実施に向けて検討します。</p> <p>手話通訳者や要約筆記者の養成のための講習会を実施して人材の育成に努めるとともに、障害者福祉会館と障害者交流館にコミュニケーション支援のための機器を設置します。</p>	手話通訳者派遣	
		利用回数 32回	利用回数 60回
		要約筆記者派遣	
		利用回数 1回	利用回数 6回
<b>③ 多様な講座・交流の場の整備</b>			
	<p>日常生活に必要な訓練・援助等本人活動支援及びボランティア活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図ります。</p> <p>スポーツや芸術文化活動に係る講座、また自動車の運転免許取得や改造費の助成を提供し社会参加の促進を図ります。</p> <p>事業内容の充実を図るとともに、より多くの障害のある方が、参加・利用が出来るよう情報提供に努めます。</p>	生活支援・社会参加促進	
		実施	拡充

※数値は、1ヶ月当りの利用量を示しています。

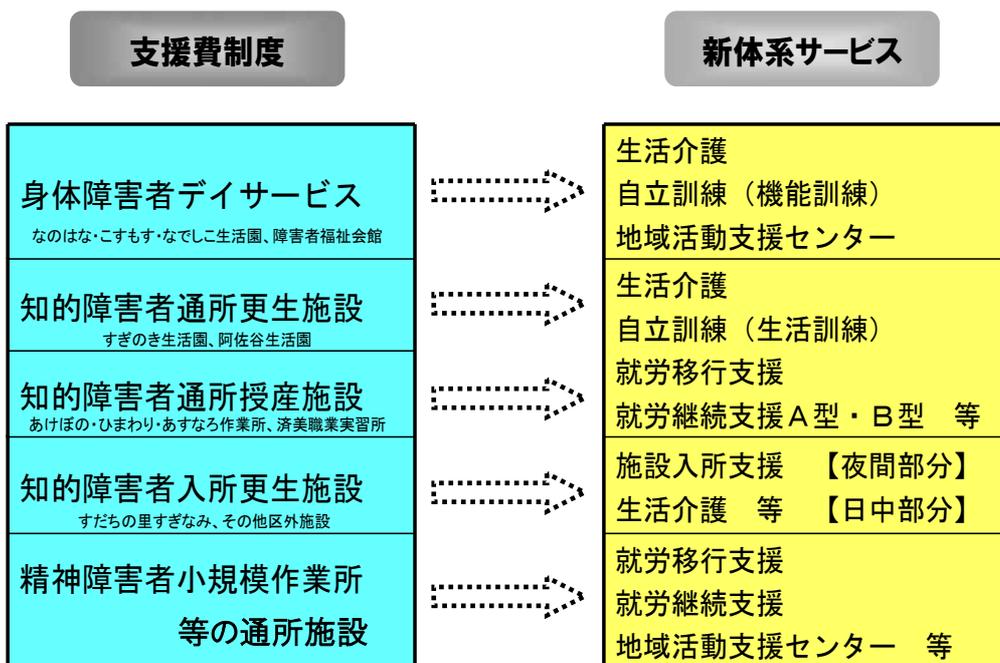
**重点事業**

- ① 生活介護・活動支援型施設の確保と支援
- ② 就労移行支援・訓練型施設の確保と支援

障害のある方が地域で孤立することなく、その人らしく地域生活を送るには、日中活動の場の充実が重要です。これまで障害種別ごとに設けられていた施設体系から、地域生活の必要に応じて選択し、利用できる日中活動の場へ再編します。

特に重度障害者や地域生活への移行に向けた取り組みなど多様なニーズに応じるため、生活介護・活動支援型施設の確保を重点事業と位置付け、施設整備を行います。また就労を希望する障害者が働くことのできる環境を築くため、一般就労への就労移行支援・訓練型施設の確保を重点事業と位置づけ、就労に向けた取り組みを積極的に行う施設を整備します。

支援費制度から新体系サービスへの移行イメージ(施設サービス)



○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ① 生活介護・活動支援型施設の確保と支援</b>			
<p>障害が重くても、日々の活動を充実することにより、いきいきとした生活を送れるような日中活動の場の整備をしていきます。</p> <p>障害程度区分が3以上（50歳以上は2以上）の方、医療的なケアが必要な方、精神科病院から地域生活に移行する方など障害者の多様なニーズに対応していくため、生活介護や地域活動支援センター（活動支援型）の整備を進めていく必要があります。</p> <p>小規模作業所や精神障害者共同作業所については、法定内施設への移行を図るとともに安定的な運営ができるように努めます。</p>	生活介護	—	利用者数 327人
	療養介護	—	利用者数 2人
	地域活動支援センター （活動支援型）	—	利用者数 261人
		—	利用者数 261人
<b>㊦ ② 就労移行支援・訓練型施設の確保と支援</b>			
<p>就労の意欲や能力のある人に対しては、一般就労に向けた取り組みや能力に応じた就労支援の場を確保し、働くことで喜びや生きがいを感じられるよう事業内容の充実を図ります。</p> <p>これまでの通所更生施設、小規模作業所や精神障害者共同作業所からの新たな就労系事業への移行を促進し、就労系の事業を希望する方へ対応していきます。</p> <p>小規模作業所や精神障害者共同作業所については、法定内施設に移行し、安定した運営ができるよう支援します。</p> <p>特に、就労移行支援や就労継続支援A型への移行・参入を促進するため、家賃助成や公共施設の活用による支援などを行います。</p>	就労移行支援	—	利用者数 160人
	就労継続支援（A型）	—	利用者数 91人
	就労継続支援（B型）	—	利用者数 423人
	地域活動支援センター （作業型）	—	利用者数 122人
		—	利用者数 122人
		—	利用者数 122人
<b>③ 工賃アップのための取り組み支援</b>			
<p>就労継続支援（B型）や地域活動支援センター（作業型）の事業所で働く方の工賃が向上するような支援を行います。</p> <p>作業を行う事業所の連携や情報の共有、共同受注や自主生産品の質的向上を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」を有効活用し、受注量の拡大や自主生産品の販路拡大に努めます。また、経営の専門家のアドバイスをもらうなど、戦略的に取り組める仕組みを作っていきます。</p>	実施		拡充

※数値は、1ヶ月当りの利用量を示しています。

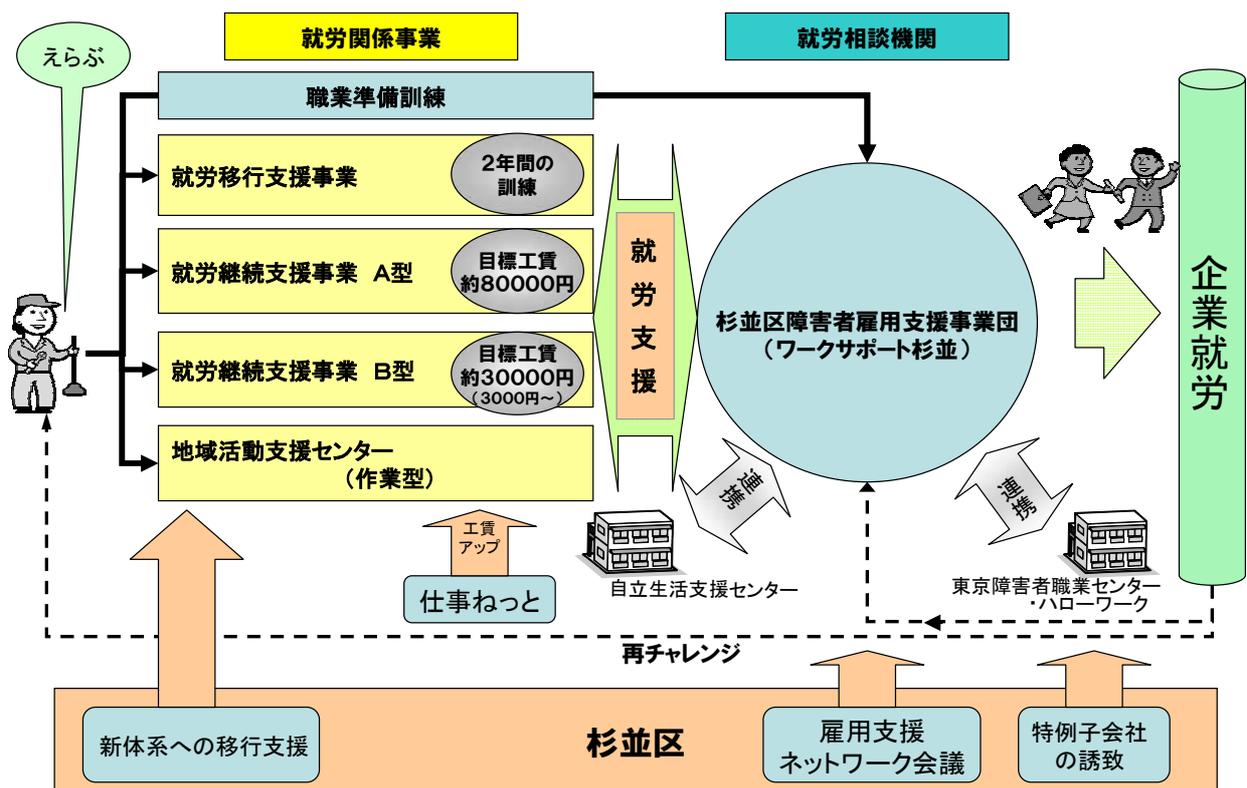
# 推進プラン7 一般就労の促進

## 重点事業 多様な企業就労形態の活用

これまでの就労支援の仕組みを再編し、一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな新しい就労関係事業を整え、働くことにより生活の質の向上が図られ、自立に向けた収入の確保を目指せる支援を行います。

より多くの障害者が働ける仕組みづくりを重点事業に位置づけ、特例子会社の誘致や障害の程度に合わせた多様な就労形態を設け、就労の場の拡大を図ります。また、就労意欲を育み企業就労へと繋げる支援体制を構築し、企業での就労を希望する障害者のニーズに積極的に応えていきます。

### 障害者の一般就労に向けた支援体系イメージ



### 【目標】

○福祉施設からの就職者数

	平成 17 年度 (実績)	平成 18 年度 (見込み)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就職者数	25 人	25 人	30 人	35 人	50 人
累計	—	—	30 人	65 人	200 人

○ 主要事業

事業名	事業内容・確保策	17年度末 現況	23年度末 目標
<b>㊦ ① 多様な企業就労形態の活用</b>			
	<p>特例子会社や短時間就労、トライアル雇用、企業内授産など多様な就労形態を活用して就労の拡大を図ります。特に特例子会社の区内誘致をすすめ、比較的障害の重い方の雇用も可能にしていきます。</p> <p>就労の体験実習を一般就労促進のための重要なポイントと位置づけ、区役所実習だけでなく企業内実習制度を拡充し、働く体験の機会と実践的な就労体験の場を増やし、福祉施設を利用している人が自信を持って就職できるようにしていきます。</p> <p>企業実習をする方には実習奨励金を出し、実習への意欲を高めます。</p>	福祉施設からの就職者数	
		25人	平成19年度からの累計 200人
<b>② 企業開拓と就労定着支援の充実</b>			
	<p>杉並区障害者雇用支援事業団に雇用開拓専門員を配置し、企業開拓を積極的に行うとともに、情報提供や意見交換など企業との関係強化に努め、障害者の雇用拡大を進めます。</p> <p>就労後には、就労定着支援員により、障害者や企業からの相談対応や企業へ訪問するなど、就労定着のための支援を行います。また、自立生活支援センターと連携し、安定して働きながら生活が継続できるよう支援していきます。</p>	実施	拡充
<b>③ 求職者情報の集中化</b>			
	<p>就労希望者・企業の雇用情報（どの企業がどんな人材を求めているか）を杉並区障害者雇用支援事業団に集中し、迅速な雇用に結び付けます。また、適切なマッチングをすることにより、離職を減らし安定した雇用に結び付けます。</p> <p>仕事をしたい方と企業の結びつきをより早く、確実なものにするための仕組みを構築します。</p>	実施	拡充

## 【別表】 障害者自立支援法によるサービス見込量

支援法で規定している障害福祉サービス（相談支援を含む）と地域生活支援事業の計画期間及び平成23年度末のサービス見込量について、障害者基礎調査で把握した利用意向やこれまでの利用実績から次のとおり推計しました。

### ○障害福祉サービス（計画案）

サービス名		平成19年度	平成20年度	平成23年度	
訪問系サービス	居宅介護	身体介護	238人 4,587時間分	248人 4,951時間分	274人 5,138時間分
		家事援助	178人 2,078時間分	186人 2,167時間分	210人 2,432時間分
	重度訪問介護	50人 11,872時間分	51人 11,788時間分	52人 11,174時間分	
	行動援護	5人 129時間分	8人 212時間分	20人 568時間分	
	重度障害者等包括支援	3人 1,282時間分	4人 1,695時間分	10人 4,144時間分	
	日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	92人	101人
自立訓練(機能訓練)			19人	21人	39人
自立訓練(生活訓練)			12人	30人	100人
就労移行支援			28人	52人	160人
就労継続支援 A型			40人	50人	91人
就労継続支援 B型			82人	209人	423人
療養介護			2人	2人	2人
経過措置施設			417人	308人	0人
法定外通所施設			279人	105人	0人
児童デイサービス		88人	96人	130人	
短期入所	100人 500人日分	105人 525人日分	120人 600人日分		
サ ー 居 住 系 ビ ジ ス	共同生活援助(グループホーム)	54人	66人	94人	
	共同生活介護(ケアホーム)	82人	98人	142人	
	法定外グループホーム	27人	27人	25人	
	施設入所支援	46人	75人	284人	
	経過措置施設	261人	225人	0人	
相談支援(サービス利用計画作成)		120人	130人	150人	

※ 数値は、平成23年度が年度末、その他の年度が各年度10月利用分の推計値を示しています。

※ 2段で表示してあるものは、上段が利用者数、下段がサービス利用量を示しています。

※ 経過措置施設は、支援法におけるサービスへの移行が平成23年度まで経過措置とされている施設です。

※ 法定外通所施設は、支援法に基づくサービスへの移行が当該年度において見込めない小規模作業所や精神障害者共同作業所の利用者数を示しています。

※ 法定外グループホームは、支援法に基づくサービスへの移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

○地域生活支援事業

サービス名	(単位)	平成19年度	平成20年度	平成23年度
<b>(1)相談支援事業</b>				
①障害者相談支援事業所	(設置数)	3ヶ所	6ヶ所	7ヶ所
②地域自立支援協議会	(設置数)	1団体	1団体	1団体
<b>(2)コミュニケーション支援</b>				
①手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	52回	54回	60回
②要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	3回	5回	6回
<b>(3)日常生活用具給付</b>				
①介護訓練支援用具	(年間件数)	42件	43件	50件
②自立生活支援用具	(年間件数)	94件	98件	106件
③住宅療養等支援用具	(年間件数)	58件	61件	67件
④情報・意思疎通支援用具	(年間件数)	136件	140件	148件
⑤排泄管理支援用具	(年間件数)	4,700件	4,750件	4,900件
⑥住宅改修費	(年間件数)	33件	34件	38件
(4)移動支援事業	(月間利用者数) (月間利用時間)	270人 5,580時間	275人 5,819時間	290人 6,510時間
<b>(5)地域活動支援センター</b>				
①作業型	(月間利用者数)	50人	94人	122人
②活動支援型	(月間利用者数)	92人	180人	261人
(6)盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	13人	15人
(7)訪問入浴サービス	(月間利用者数) (月間利用回数)	66人 233回	67人 239回	72人 256回
(8)日帰りショート	(月間利用者数) (月間利用日数)	50人 36人日分	50人 38人日分	51人 38人日分
(9)生活サポート	(月間利用者数) (月間利用時間)	3人 30時間	5人 50時間	10人 100時間
<b>(10)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付</b>				
①更生訓練費給付事業	(月間利用者数)	26人	27人	31人
②施設入所者就職支度金給付事業	(年間利用者数)	2人	2人	3人
<b>(11)生活支援事業</b>				
日常生活に関する講座	(年間件数)	7件	8件	10件
本人活動の交流会等	(年間件数)	65件	67件	70件
<b>(12)社会参加促進事業</b>				
スポーツ・芸術文化催し等	(年間件数)	18件	18件	20件
自動車運転免許取得助成	(年間利用者数)	6人	6人	7人
自動車改造費助成	(年間利用者数)	6人	6人	7人

※月単位の見込量は、平成23年度が年度末、その他の各年度が10月分の推計値を示しています。

※日帰りショートの利用日数は、日数換算しています。

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

- 庁内に計画推進のための組織として、障害保健福祉関係者で構成する「(仮称)障害福祉計画推進会議」を設置し、計画を推進していきます。
- 年度ごとに、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、区広報や公式ホームページに掲載し、広く区民の意見を求めています。
- 新たに設置する地域自立支援協議会において、相談事例などの中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。
- 支援法において3障害にかかる制度の一元化がなされたことに伴い、障害者団体や学識経験者などで構成する「障害者福祉懇談会」と「精神保健福祉連絡協議会」を再編統合した新たな組織とし、障害施策や計画の推進に関する意見等を求め、施策等に反映していきます。

### 2 国や東京都との連携

計画の見込み数値や事業所の指定などについて、東京都障害福祉計画と必要な調整を図り、区の障害福祉計画が円滑に進むようにしていきます。

また、他の区や東京都と協力して、障害者福祉施策の充実や制度の見直しなどについて、必要に応じて国に要望していきます。

## 【参考資料1】 障害福祉サービスの利用状況等について（平成15年度～平成17年度）

### 1 障害者数の推移

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
杉並区人口(10月1日現在)	512,882人	513,815人	516,222人
<b>身体障害者手帳所持者数</b>	11,379人	11,646人	11,724人
人口比	2.22%	2.27%	2.27%
肢体不自由	6,020人	6,105人	6,102人
内部障害	3,326人	3,387人	3,502人
視覚障害者	993人	995人	980人
聴覚・平衡機能障害	888人	916人	898人
音声・言語、咀嚼機能障害	252人	243人	242人
<b>知的障害者手帳所持者数</b>	1,579人	1,611人	1,676人
人口比	0.31%	0.31%	0.32%
<b>精神保健福祉手帳所持者数</b>	943人	1,229人	1,509人
人口比	0.18%	0.24%	0.29%
<b>合    計</b>	13,901人	14,556人	14,909人
人口比	2.71%	2.83%	2.89%

※ 数値は、各年度10月1日時点の数値を示しています。ただし、精神保健福祉手帳所持者数については、各年度3月末の数値です。

杉並区における身体障害者、知的障害者及び精神保健福祉の各手帳所持者の総数は、杉並区人口と比較して、平成15年度が2.71%、平成17年度が2.89%を占めており、少しずつ増加しています。障害別では、身体障害と知的障害者手帳所持者とも微増していますが、精神保健福祉手帳所持者は平成15年度943人に比べ平成17年度では1,509人となり、566人(60.0%)増加しています。

## 2 障害福祉サービスの利用状況

障害者自立支援法の施行に伴い、新しいサービス体系へ移行する主な障害福祉サービスにつきまして、平成 15 年度から平成 17 年度までの利用状況は次のとおりです。

利用者数やサービス利用量は、各年度の 10 月における利用状況を示しています。

なお、定員数のある施設サービス、通所サービス及びグループホーム等のサービスにつきましては、利用者数を記載しています。

### (1) ホームヘルプサービス

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体介護 利用者数	124 人	162 人	183 人
サービス利用量	2,536 時間	3,793 時間	4,130 時間
家事援助 利用者数	126 人	166 人	167 人
サービス利用量	1,835 時間	2,225 時間	2,212 時間
日常生活支援 利用者数	37 人	33 人	36 人
サービス利用量	8,207 時間	8,299 時間	9,352 時間
行動援護 利用者数	—	—	0 人
サービス利用量	—	—	0 時間
移動介護 利用者数	161 人	200 人	274 人
サービス利用量	2,431 時間	3,718 時間	4,926 時間
利用者数 合計	448 人	561 人	660 人
サービス利用量 合計	15,008 時間	18,035 時間	20,619 時間

ホームヘルプサービスは、平成 15 年度のサービス利用量の合計が 15,008 時間に比べ、平成 17 年では 20,619 時間となり、5,611 時間(37.4%)増加しています。また、利用者数は、平成 15 年度 448 人に比べ平成 17 年度では 669 人となり、221 人(49.3%)増加しています。

身体介護と家事援助につきまして、平成 15 年度に比べ平成 17 年度では、それぞれ利用者数とサービス利用量ともに増加しています。特に、平成 15 年度に比べ平成 16 年度では、サービス利用量が身体介護で 49.6%、家事援助で 21.3%増加しています。日常生活支援は、サービス提供量が平成 15 年度に比べ平成 17 年度では 14.0%増加しています。また、利用者数は 35 人前後で推移しています。

行動援護は、平成 17 年度から開始したサービスです。平成 17 年度での利用実績はありませんでした。

移動介護は、利用者数とサービス提供量は、平成 15 年度に比べ平成 17 年度ではそれぞれ約 2 倍と大きく増加しています。

## (2) 短期入所(ショートステイ)

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
短期入所 利用者数	31 人	124 人	98 人
サービス利用量	209 日	417 日	341 日

※サービス利用量は、日帰りショートの方を日数換算し含んで示しています。

短期入所は、平成15年度に比べ平成16年度では、利用者数が31人から98人へ67人、サービス利用量も209日から341日へ132日と大きく増加しています。平成16年度に比べ平成17年度では、利用者数が124人から98人に26人(21.0%)、サービス利用量も417日から341日に76日(18.2%)それぞれ減少しています。

## (3) 日中活動サービス(利用者数)

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
更生施設(通所)	105 人	105 人	113 人
授産施設(通所)	239 人	242 人	253 人
小規模通所授産施設	105 人	129 人	116 人
デイサービス	72 人	93 人	108 人
小規模作業所・共同作業所	230 人	284 人	301 人
児童デイサービス	35 人	45 人	55 人
利用者数 合計	786 人	898 人	946 人

通所サービスは、平成15年度に比べ平成17年度では、利用者数の合計が786人から946人となり、160人(20.4%)増加しています。特に、平成15年度に比べ平成16年度では14.2%増加しています。個々のサービスにおいても、小規模通所授産施設が平成16年度に比べ平成17年度で減少した以外では増加しています。日中活動サービスの利用者は、区内施設の利用が多く、区内施設の整備状況によって変動していると推測されます。

## (4) 施設サービス(利用者数)

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
療護施設(入所)	19 人	23 人	21 人
更生施設(入所)	255 人	246 人	242 人
授産施設(入所)	32 人	25 人	19 人
利用者数 合計	306 人	294 人	286 人

施設サービスは、平成15年度に比べ平成17年度では、利用者数の合計が300人前後で推移していますが、少しずつ減少しています。特に、授産施設の利用者数が、平成15年度32人に比べ対して平成17年度19人となり、13人(40.6%)減少しています。

(5) グループホーム・福祉ホーム等(利用者数)

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
グループホーム	60人	69人	83人
福祉ホーム	3人	3人	3人
都グループホーム	3人	3人	3人
区グループホーム	24人	27人	27人
通勤寮	10人	9人	10人
利用者数 合計	107人	115人	132人

グループホームや福祉ホーム等は、利用者数の合計が平成15年度107人に対し平成17年度132人となり、25人(23.4%)増加しています。各サービスについては、グループホームの利用者数は、平成15年度に比べ平成17年度では23人(38.3%)増えていますが、他のサービスは変動が少なく推移しています。

(6) 訪問入浴サービス

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
訪問入浴サービス			
利用者数	56人	60人	63人
サービス利用量	105回	125回	137回

訪問入浴サービスの利用者数は、平成15年度56人に対し平成17年度では63人となり7人増え、またサービス利用量は、平成15年度105回に対し17年度では137回となり32回増え、利用者数とサービス利用回数とも増加しています。

なお、訪問入浴サービスは、平成16年度までは年間32回、17年度からは年間38回を限度として提供しています。

(7) 手話通訳者派遣

サービス名・内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
手話通訳者派遣			
サービス利用量	31回	27回	32回

※サービス利用量は、各年度のサービス利用量を12で除算した数値です。

各年度とも30回程度で推移しており、大きな変動はありません。

## 【参考資料2】 障害者基礎調査について

障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障害福祉計画や今後の区の障害者施策推進の基礎資料を得ることを目的として、平成18年7月から9月にかけて、障害者基礎調査を実施しました。

この調査では、障害別として9種類、施設入所者と病院入院者、計11種類の調査を行い、サービスの利用意向、日常生活状況や行政に対する意見などをお聴きしました。

本書では、調査のあらましや調査結果の概要について掲載します。

なお、詳細な調査結果につきましては、「杉並区障害者基礎調査報告書」（平成18年11月発行）をご覧ください。

### 1 調査のあらまし

調査対象者	発送数	回収数	回収率 (%)
①肢体不自由	542	263	48.5%
②内部障害	266	149	56.0%
③視覚障害	200	109	54.5%
④聴覚・言語などの障害	193	87	45.1%
⑤知的障害	605	287	47.4%
⑥重度身体障害と重度知的障害の重複障害 (以下「重度・重複」という。)	118	60	50.8%
⑦自立支援医療受給者(精神障害)	799	378	47.3%
<b>【①～⑦の調査方法】</b>			
ア. 調査対象者：年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出			
イ. 調査方法：郵送配付・回収（③については一部区職員による聞き取り調査）			
⑧発達障害	—	21	—
⑨高次脳機能障害	—	115	—
<b>【⑧～⑨の調査方法】</b>			
ア. 調査対象者：相談者、関連するシンポジウム参加者などへ調査協力を依頼			
イ. 調査方法：郵送回収（一部区職員聞き取り調査）			
⑩障害者施設入所者	20	19	95.0%
⑪精神科病院入院者	20	12	60.0%
<b>【⑩～⑪の調査方法】</b>			
ア. 調査対象者：施設・病院への事前調査から入所・入院の継続の必要性が低い方、職員が担当した入院者			
イ. 調査方法：アの対象者が入所・入院している施設・病院へ郵送配付・回収（一部区職員による聞き取り調査）			

## 2 調査結果の概要

### (1) ホームヘルプサービスの利用について

#### ○年齢階層別のホームヘルプサービスの利用率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
18歳未満	16.7%	0.0%	20.0%	8.3%	17.9%	46.2%	20.0%
18～65歳未満	17.5%	4.5%	15.7%	0.0%	23.4%	42.1%	2.8%
65歳以上	34.8%	26.3%	32.7%	27.1%	29.4%	100.0%	21.6%

※網掛けしている数値は、対象数(分母の数)が5未満であり、参考値として示している。以下同様。

※利用率は、利用している回答数÷(利用している+利用していない回答数)。以下同様。

#### ○障害程度別の利用率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度(1・2級)	35.8%	12.2%	40.0%	25.9%	1度	25.0%	1級	8.3%
中度(3・4級)	10.0%	13.0%	3.8%	12.5%	2・3度	28.0%	2級	2.7%
軽度(5・6級)	6.1%	0.0%	4.5%	11.1%	4度	10.3%	3級	3.1%

#### ○未利用者の年齢階層別の利用意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
18歳未満	79.2%	50.0%	100.0%	20.0%	66.0%	75.0%	100.0%
18～65歳未満	33.7%	25.0%	36.0%	0.0%	43.5%	83.3%	15.1%
65歳以上	52.6%	66.7%	33.3%	13.6%	0.0%	0.0%	21.4%

※利用意向率は、利用してみたい回答数÷(利用してみたい+利用したくない回答数)。以下同様。

#### ○未利用者の障害程度別の利用意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度(1・2級)	63.4%	38.2%	44.4%	0.0%	1度	0.0%	1級	28.6%
中度(3・4級)	35.6%	41.7%	26.7%	20.0%	2・3度	70.7%	2級	32.4%
軽度(5・6級)	35.0%	0.0%	33.3%	0.0%	4度	30.8%	3級	16.7%

- サービスを「利用している人」(利用者)と「利用していない人」(未利用者)との割合(利用率)は、未利用者が多く占め、低い利用率である状況です。特に、精神障害者の利用率が低い状況です。年齢階層別においては、65歳以下に比べ、65歳以上の利用率が高い傾向にあります。また、障害程度別においては、重度の人の利用率が高い傾向にあります。
- 未利用者の今後の利用意向については、18歳から65歳未満に比べ18歳未満と65歳以上の利用意向が高い傾向にあります。障害程度別の利用意向については大きな差異が見られませんが、やや重度の方の利用意向が高い傾向にあります。
- 今後のサービス見込みについては、未利用者が多く、また未利用者の利用意向率が高いことからサービスの利用が増えていくものと推測されます。特に、重度・重複障害者の場合、利用量が多いことから、今後のサービス見込量の推移に大きく影響することになります。

(2) ショートステイの利用について

○年齢階層別の利用率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
18歳未満	20.5%	—	20.0%	—	26.0%	61.5%	33.3%
18～65歳未満	7.1%	—	4.4%	—	31.6%	77.8%	12.0%
65歳以上	17.8%	—	6.3%	—	5.9%	0.0%	15.6%

○障害程度別の利用率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度(1・2級)	18.1%	—	12.0%	—	1度	0.0%	1級	41.7%
中度(3・4級)	6.0%	—	0.0%	—	2・3度	38.3%	2級	18.8%
軽度(5・6級)	6.1%	—	0.0%	—	4度	10.5%	3級	12.9%

○未利用者の年齢階層別の利用意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
18歳未満	50.0%	—	50.0%	—	66.0%	60.0%	0.0%
18～65歳未満	9.3%	—	19.2%	—	37.3%	100.0%	17.6%
65歳以上	23.8%	—	20.7%	—	0.0%	0.0%	15.8%

○未利用者の障害程度別の利用意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度(1・2級)	18.9%	—	24.1%	—	1度	0.0%	1級	28.6%
中度(3・4級)	15.1%	—	21.4%	—	2・3度	61.9%	2級	23.3%
軽度(5・6級)	10.0%	—	16.7%	—	4度	29.5%	3級	36.8%

- 利用率は、ホームヘルプサービスと同様に低い状況にあります。年齢階層別において、18歳未満と65歳以上の利用率が高い傾向にあります。また、障害程度別では、重度の方の方が利用率は高い傾向にあります。
- 未利用者の今後の利用意向については、18歳未満の利用意向が高い傾向にあります。障害程度別の利用意向は大きな差異が見られませんが、やや重度の方の利用意向が高い傾向にあります。
- 今後のサービス見込みについては、未利用者の利用意向がホームヘルプサービスに比べて低いものの、未利用者が多いことから、サービスの利用が微増で推移していくものと推測されます。

(3) 就労について（作業所などの就労を含む）

○年齢構成別の就労率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
20歳代	87.5%	100.0%	33.3%	66.7%	88.2%	—	54.8%
30歳代	42.9%	71.4%	50.0%	100.0%	73.2%	—	54.3%
40歳代	48.3%	45.5%	100.0%	100.0%	84.0%	—	48.8%
50歳代	49.3%	53.8%	43.5%	80.0%	80.0%	—	41.4%
60歳以上	23.9%	23.4%	18.8%	7.7%	53.8%	—	26.0%

※就労率は、仕事している回答数÷（仕事している回答数＋仕事していない回答数）。

○障害程度別の就労状況（仕事をしている）

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度	20.5%	35.4%	23.5%	30.0%	1度	0.0%	1級	41.7%
中度	46.5%	31.1%	40.0%	27.3%	2・3度	77.0%	2級	39.7%
軽度	58.1%	0.0%	28.6%	35.3%	4度	80.0%	3級	43.8%

○仕事をしていない人の年齢階層別の就労意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
20歳代	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	81.3%
30歳代	75.0%	0.0%	80.0%	0.0%	28.6%	—	77.8%
40歳代	80.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	—	60.0%
50歳代	61.3%	55.6%	22.2%	100.0%	0.0%	—	53.6%
60歳以上	15.6%	7.1%	9.5%	8.1%	11.1%	—	25.6%

※就労意向率は、仕事してみたい回答数÷（仕事してみたい回答数＋今のままでよい回答数）。

○仕事をしていない人の障害程度別の就労意向率

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度	45.0%	17.1%	13.8%	10.0%	1度	0.0%	1級	20.0%
中度	42.6%	22.7%	14.3%	10.5%	2・3度	23.1%	2級	61.5%
軽度	30.0%	0.0%	50.0%	22.2%	4度	30.0%	3級	53.8%

- 就労率は、障害内容によってばらつきがみられます。知的障害者は65歳以上を除くと約7割以上の方が就労しています。精神障害者は約5割の方が就労している状況にあります。また、肢体不自由や内部障害者において、30代から50代の方の就労率が低いのは中途障害者が多いことが一因として考えられます。
- 就労意向率は、就労率と同様に障害内容によってばらつきがあります。精神障害者は、各年代・障害程度において就労率が高い傾向にあります。若い年齢層の方が就労意向率の高い傾向にあります。また、障害程度別による就労意向率に差異が少ない状況にあります。
- 就労意向率が高い傾向にあることから、多くの障害者が就労できるよう一般就労の支援や日中活動系サービスの充実などの施策が必要であると考えられます。

(4) 日中の過ごす場所について

○仕事をしていない人の年齢構成別の日中の過ごす場所が自宅の割合

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害	重度・重複	精神障害
20歳代	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.5%	77.8%
30歳代	75.0%	100.0%	80.0%	0.0%	10.0%	33.3%	88.1%
40歳代	100.0%	100.0%	—	0.0%	50.0%	25.0%	92.3%
50歳代	85.7%	75.0%	84.6%	100.0%	100.0%	66.7%	84.6%
60歳以上	87.1%	94.5%	95.9%	97.8%	91.7%	100.0%	100.0%

※日中の過ごす場所が自宅の割合は、自宅で過ごす回答数÷(日中の過ごす場所総回答数－不明・無回答数)。

○仕事をしていない人の障害程度別の自宅で過ごす割合

	肢体不自由	内部障害	視覚障害	聴覚言語	知的障害		精神障害	
重度	85.5%	88.0%	91.7%	85.7%	1度	33.3%	1級	100.0%
中度	86.4%	100.0%	86.7%	100.0%	2・3度	40.9%	2級	74.4%
軽度	91.7%	0.0%	86.7%	100.0%	4度	70.0%	3級	87.5%

- 仕事をしていない人では、多くの方が自宅でほとんど日中過ごしている状況にあります。自宅以外の過ごす場所としては、通所施設や学校などの回答があります。重度・重複障害者は、自宅と回答以外の大部分の人が通所施設で過ごしています。障害程度別においても、差異がなく多くの方が自宅で日中を過ごしています。
- 今後、日中を過ごす場所や当事者交流など外出の機会を充実する事業を展開していく必要があると考えられます。また、今後、障害者の重度化も推測され、重度の方の日中活動の場の整備がさらに必要になるものと推測されます。

# 7つの推進プラン

## 「めざす将来像」

障害のある人が  
自分らしく生きることのできるまち

平成19年度から  
平成20年度までを  
第1期とし  
平成23年度までの  
目標値を設定します

年度ごとに  
計画の達成状況を把握し、  
広く区民の意見を求めつつ  
点検評価を行っていきます

24時間安心して  
暮らせる仕組みを  
つくります

もっと働ける  
地域社会を  
つくります

自立と  
社会参加を  
促進します

### 障害福祉計画の 3つの視点

#### 推進プラン 1 相談支援体制の充実

**考え方** 自己選択、自己決定を尊重した支援が可能となるよう、身近に相談できる場所を確保するとともに相談支援技術の向上を図ります。

##### 重点事業 相談支援事業所の整備

その人らしく自立した生活を送るためには、本人の必要とする情報の活用やサービスの利用が不可欠ですが、障害によって自らがサービスの利用や調整を行うことに困難が生じないように支援する必要があります。そのために相談支援事業所の整備を重点事業に掲げ、専門的相談と身近な相談が可能となるよう、重層的な整備を進めます。

##### その他関連事業

- 地域自立支援協議会の設置
- ケアマネジメント従事者の養成
- サービス利用計画の作成

#### 推進プラン 2 地域での生活の場の確保と支援体制の整備

**考え方** 障害の状態に応じて支援が受けられる居住の場を確保するとともに、24時間体制のサポート体制を整備します。

##### 重点事業 グループホーム・ケアホームの整備

障害のある方が地域生活を続けるためには、安心して生活できる住居の確保が重要です。障害の程度に応じての支援が可能なグループホーム・ケアホームの整備を重点事業として位置づけ、どんなに重い障害があっても可能な限り地域で安心して暮らせる場を築きます。

##### その他関連事業

- 24時間安心サポート事業の実施
- 入所施設の整備
- 居住サポート事業の実施

#### 推進プラン 3 多様な在宅サービスの充実

**考え方** 在宅での暮らしを支えるために必要なサービスを充実させます。

##### 重点事業 訪問系サービスの充実

障害のある方の地域での安心した生活には、いつでも必要に応じてサービスが受けられる仕組みが重要であり、とりわけ在宅サービスは欠かすことができません。在宅サービスの中でもホームヘルプサービスを重点事業として位置づけ、サービスの質や量の充実を図ります。

##### その他関連事業

- ショートステイの充実
- 日常生活用具給付等の充実
- 訪問入浴サービスの充実

#### 推進プラン 4 入所施設(長期入院)から地域生活への移行促進

**考え方** 入所施設にいる方や長期に入院をしている方のうち、地域での移行が可能なる方について、体験や訓練等のきめ細やかな支援を行います。

##### 重点事業 精神障害者退院促進事業の実施

これまで、比較的重度の障害のある方の中には、遠隔地の施設や病院を生活の場とせざるを得ない状況がありました。また、地域の受入条件が整えば退院可能な精神障害者が長期入院している現状もあります。医療、保健、福祉関係機関による重層的な支援が必要な精神障害者の退院促進を重点事業に定め、きめ細やかな支援を行います。

##### その他関連事業

- 障害者入所施設から地域生活への移行促進
- 区における地域移行促進体制の整備

#### 推進プラン 5 社会参加の促進

**考え方** 積極的な社会参加が可能となるよう、外出などの支援を行います。

##### 重点事業 外出の支援

障害のある方の社会参加を保障することは、本人の自己実現に留まらず、障害のある人もない人も共に生きるまちの実現につながります。あらゆる活動に参加するための移動支援の確保を重点事業とし、重い障害のある人も積極的に外出が可能となるように担い手を養成し、サービスの質を高めていきます。

##### その他関連事業

- コミュニケーション支援
- 多様な講座・交流の場の整備

#### 推進プラン 7 一般就労の促進

**考え方** 能力や個性を十分に発揮できるよう就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境を整備します。

##### 重点事業 多様な企業就労形態の活用

これまでの就労支援の仕組みを再編し、特例子会社など、一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細やかな就労関係事業所の整備を重点事業に位置づけ、働くことにより生活の質の向上が図られ、自立に向けた収入の確保を目指す支援を行います。

##### その他関連事業

- 企業開拓と就労定着支援の充実
- 求職者情報の集中化

#### 推進プラン 6 日中活動の場の再編整備

**考え方** 多様な日中活動や就労のための訓練が行えるよう、通所施設等を新たな体系のもとに再編整備します。

##### 重点事業 ①生活介護・活動支援型施設の確保と支援 ②就労移行支援・訓練型施設の確保と支援

障害のある方が地域で孤立することなく、その人らしく地域生活を過ごすためには、日中活動の場の充実が必要です。これまで障害種別ごとに設けられていた施設体系から、地域生活に必要な支援に応じて利用できる日中活動の場への再編整備を重点事業に掲げ、支援します。

##### その他関連事業

- 工賃アップのための取組み支援

障害者自立支援法によるサービス見込量

○障害福祉サービス

サービス名		平成19年度	平成20年度	平成23年度	
訪問系サービス	居宅介護	身体介護	238人 4,587時間分	248人 4,951時間分	274人 5,138時間分
		家事援助	178人 2,078時間分	186人 2,167時間分	210人 2,432時間分
	重度訪問介護・ 重度障害者等包括支援		53人 13,154時間分	55人 13,483時間分	62人 15,318時間分
	行動援護		5人 129時間分	8人 212時間分	20人 568時間分
日中活動系サービス	通所系サービス	生活介護	92人	101人	327人
		自立訓練(機能・生活訓練)	31人	51人	139人
		就労移行支援	28人	52人	160人
		就労継続支援 A・B型	122人	259人	514人
		療養介護	2人	2人	2人
		経過措置施設・法定外通所施設	696人	413人	0人
		児童デイサービス	88人	96人	130人
短期入所		100人 500人日分	105人 525人日分	120人 600人日分	
サ-居-住-ビ-系-ス	グループホーム・ケアホーム		136人	164人	236人
	法定外グループホーム		27人	27人	25人
	施設入所支援(経過措置施設を含む)		307人	300人	284人
相談支援(サービス利用計画作成)		120人	130人	150人	

○主な地域生活支援事業

サービス名	(単位)	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業				
障害者相談支援事業所	(設置数)	3ヶ所	6ヶ所	7ヶ所
コミュニケーション支援				
手話通訳者派遣	(月間派遣回数)	52回	54回	60回
要約筆記者派遣	(月間派遣回数)	3回	5回	6回
移動支援事業		(月間利用者数) 270人	(月間利用者数) 275人	(月間利用者数) 290人
		(月間利用時間) 5,580時間	(月間利用時間) 5,819時間	(月間利用時間) 6,510時間
地域活動支援センター				
作業型	(月間利用者数)	50人	94人	122人
活動支援型	(月間利用者数)	92人	180人	261人
盲人ホーム	(月間利用者数)	12人	13人	15人
訪問入浴サービス		(月間利用者数) 66人	(月間利用者数) 67人	(月間利用者数) 72人
		(月間利用回数) 233回	(月間利用回数) 239回	(月間利用回数) 256回
日帰りショート		(月間利用者数) 50人	(月間利用者数) 50人	(月間利用者数) 51人
		(月間利用日数) 36人日分	(月間利用日数) 38人日分	(月間利用日数) 38人日分

※数値は、平成23年度が年度末、その他の年度が各年度10月利用分の推計値を示しています。

※経過措置施設は、支援法におけるサービスへの移行が平成23年度まで経過措置とされている施設です。

※法定外通所施設は、支援法に基づくサービスへの移行が当該年度において見込めない小規模作業所や精神障害者共同作業所の利用者数を示しています。

※法定外グループホームは、支援法に基づくサービスへの移行が当該年度において見込めない既存のグループホームの利用者数を示しています。

※日帰りショートの利用日数は、日数換算しています。

## 杉並区障害福祉計画【概要】

### 平成19年度～平成20年度(第1期)

○計画策定の趣旨

障害者の生活を取り巻く制度や環境は、近年、大きく変容しつつあります。特に、平成15年度から始まった支援費制度では、障害者の「自己選択・自己決定」を基本に据え、「措置から契約」による福祉サービス利用へ、また「施設から地域へ」と障害者の地域での生活を重視する方向に変わってきました。

杉並区においても、障害者施策の新たな理念を踏まえ、昨年度に改定した「杉並区保健福祉計画(平成18年度～22年度)」では、「障害のある人が自分らしく生きることのできるまちづくり」を施策の方針とし、障害のある人が、地域の中で力を発揮し、自分らしく生き、地域生活が送れるよう、日常生活の支援や就労支援など、多様な取り組みを進めてきたところです。

平成18年4月、さまざまな課題を解決し、制度の持続的安定を図るための新たな障害福祉制度として、障害者自立支援法(以下「支援法」という)が施行されました。

区は、支援法に基づく障害福祉サービス、相談支援をはじめとした、地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることを目的として、新たに「杉並区障害福祉計画」を策定します。

○計画の位置づけと計画期間

「杉並区障害福祉計画」は、支援法第88条に基づく障害福祉計画として作成するものであり、同時に、「杉並区保健福祉計画」における障害者分野の具体的なサービス計画としての性格をあわせもつものです。

支援法の規定による障害福祉計画の策定に関する基本指針に基づき、平成23年度末における目標値を設定するとともに、平成19年度から平成20年度までの2年間を第1期の計画期間とします。

○計画達成状況の点検・評価と推進体制

庁内に計画推進のための組織として、障害保健福祉関係者で構成する「(仮称)障害福祉計画推進会議」を設置し、計画を推進していきます。

年度ごとに、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、区広報や公式ホームページに掲載し、広く区民の意見を求めています。

# 杉並区地域自立支援協議会設置要綱

〔平成19年3月29日〕  
〔杉並第88517号〕

(目的)

第1条 障害者の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する中核機関として、杉並区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害者が適切にサービス利用するための関係者による連絡調整会議（以下「個別支援会議」という。）の促進に関すること。
- (4) その他障害者福祉の増進に必要なこと。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 保健医療関係者 1人
- (2) 教育関係者 3人以内
- (3) 就労支援関係者 2人以内
- (4) 権利擁護関係者 1人
- (5) 障害当事者 1人
- (6) 学識経験者 1人
- (7) サービス事業者 4人以内
- (8) 相談支援事業所 3人以内

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(相談支援部会及び専門部会)

第6条 協議会に相談支援部会を置くとともに、会長は必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 相談支援部会及び専門部会の構成員は、会長が指名する。

3 相談支援部会は、相談支援事業所の連絡調整や個別支援会議等における相談事例の検証を行う。

4 相談支援部会及び専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の中から会長が指名する。

5 部会長は、部会を招集し、会議の経過及び結果を協議会に報告する。

(幹事会)

第7条 協議会の事務を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、区長が指名する職員及び会長が指名する委員をもって構成する。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の中から会長が指名する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部障害者生活支援課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

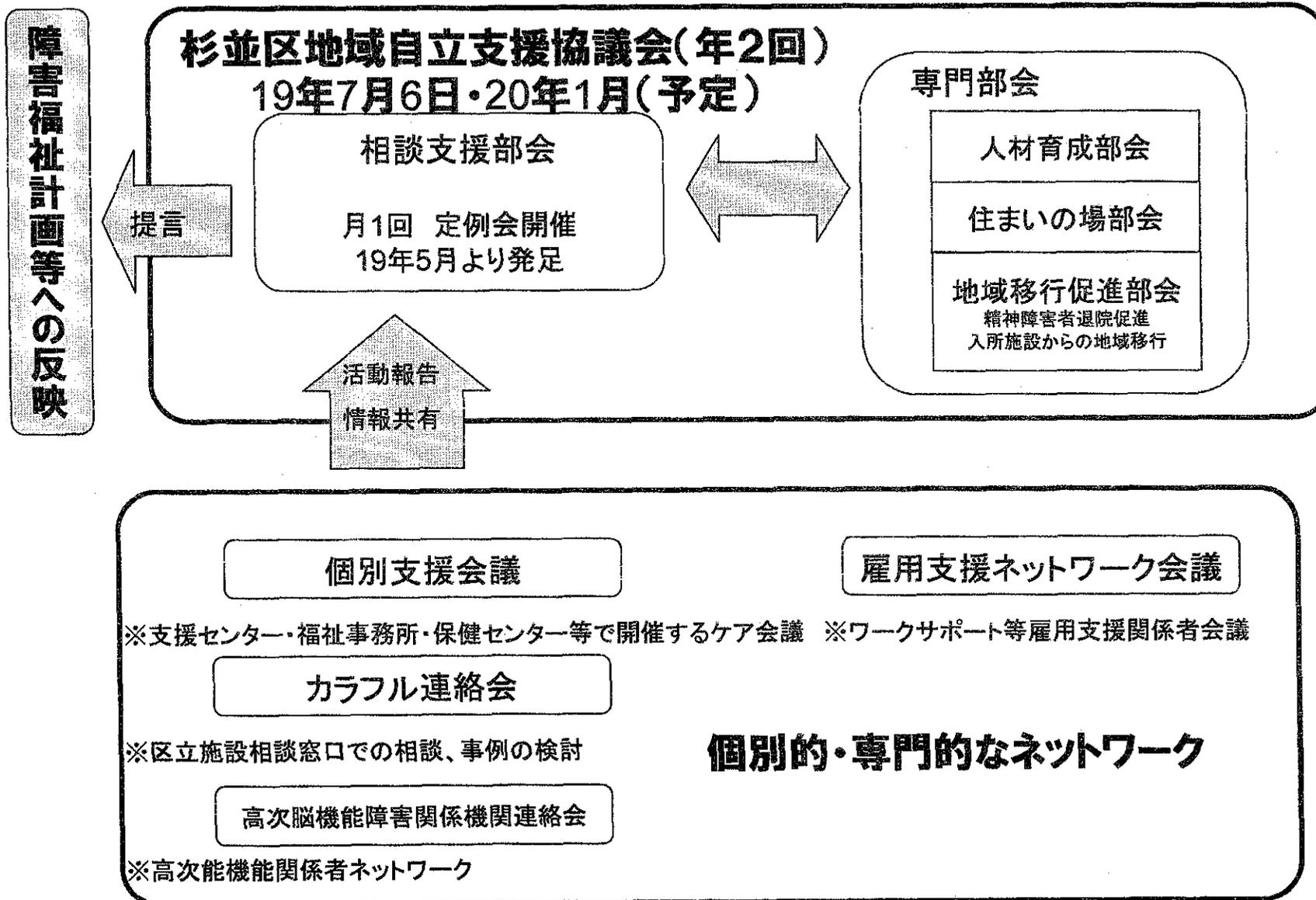
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

【目的 ⇒ 障害者が地域で自立し生活できるまちをつくるためのネットワークの中核】



# 杉並区地域自立支援協議会の具体的イメージ

## 相談支援部会

(毎月定例的に開催 ただし、メンバーを拡大し実施も可)

区内の相談支援事業者間のネットワーク構築および相談のマネジメント力を高める。

- 個別支援会議の報告
- 新規相談事例等の報告(対応に苦慮した事例や単独では解決困難な事例等)
- 各関係部署等の情報交換及び活動報告等
- 個別支援会議等を通してあがってきた地域の課題の整理  
(必要に応じ、専門部会を設け検討する)
- 障害福祉計画の策定等に向けた意見集約

【定例メンバー】自立生活支援センター、(仮称)相談支援事業所、指定相談支援事業者  
ワークサポート杉並、福祉事務所、保健センター、区立施設カラフル、  
区担当課(障害者生活支援課)

【拡大メンバー】医療関係者、教育関係者、サービス事業者、権利擁護関係者、  
企業・就労関係者、障害当事者等

## 専門部会

(必要に応じて設置)

○相談支援部会等で抽出された、地域で優先的に解決していくべき課題に合わせ必要に応じて発足させていく。

【メンバー】

検討の内容に応じ、その都度柔軟に呼びかけるが、できる限り当事者の参加を求める。

- ・「人材育成部会」ヘルパー・ボランティア等研修、共通マニュアルの作成等
- ・「地域移行促進部会」精神・知的障害者の退院や退所に対する支援の報告等
- ・「住まいの場部会」グループホームの質の担保、課題整理、横の連携

## 個別支援会議

(随時開催)

・各相談支援事業者もしくはその他の相談部署において受けた相談事例で、手厚い支援が必要な事例や、複数のサービスコーディネートが必要な事例、課題解決が困難な事例などの具体的検討の場としての位置づけ。(相談支援事業所主催のケア会議、福祉事務所のサービス調整会議、等)

・召集は必要に応じて行い、参加者も事例に応じ臨機応変に呼びかけるが、できる限り当事者の参加を求める。

## 杉並区の作業所のネットワーク

# 「すぎなみ仕事ねっと」をご利用ください！！

障がい者施設利用者の工賃・給料アップを図るため、障がい者の方が働く区内の施設や作業所と手を結び、「すぎなみ仕事ねっと」を杉並区が設立しました。同「ねっと」では今後、企業からの共同受注、魅力のある自主製品の開発などに取り組んでいきます。



杉並区内には、障がい者の方が働く授産施設や作業所などが40施設以上あり、約1,000名の方が仕事に汗し、がんばっています。

杉並区は、施設利用者の給料アップや就労意欲の向上を図る仕組みとして、区内の施設や作業所とともにネットワーク「すぎなみ仕事ねっと」〔会長：浅井佳之（済美職業実習所 堀ノ内 1-26-6）〕を、18年6月12日に設立しました。

18年10月現在、会員は10施設ですが、今後参加施設を増やしながら企業からの共同受注に取り組み、数量の多い仕事や納期が短い仕事など、1つの施設では受けきれない仕事でも、「すぎなみ仕事ねっと」参加施設同士で協力して受注します。なお、「すぎなみ仕事ねっと」の事務局は、杉並区が当面務め、バックアップを行いません。



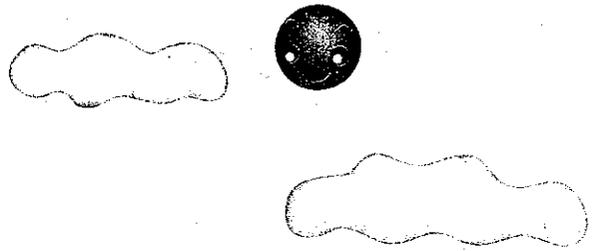
【問い合わせ先】

杉並区役所 障害者施設課 調整担当 TEL:3312-2111 (代表)

2100

## \*ねつとの目指すもの

- ◎共同受注のシステム
  - ・たくさんの仕事を素早く納めます
- ◎自主製品の共同開発
  - ・パン製造、水溶性植木鉢 etc
- ◎経験者の協力による技量アップ
  - ・元パン職人、IT技術者、造園技術者etc
- ◎経営コンサルタントの導入
  - ・区内の福祉作業所の経営改革診断



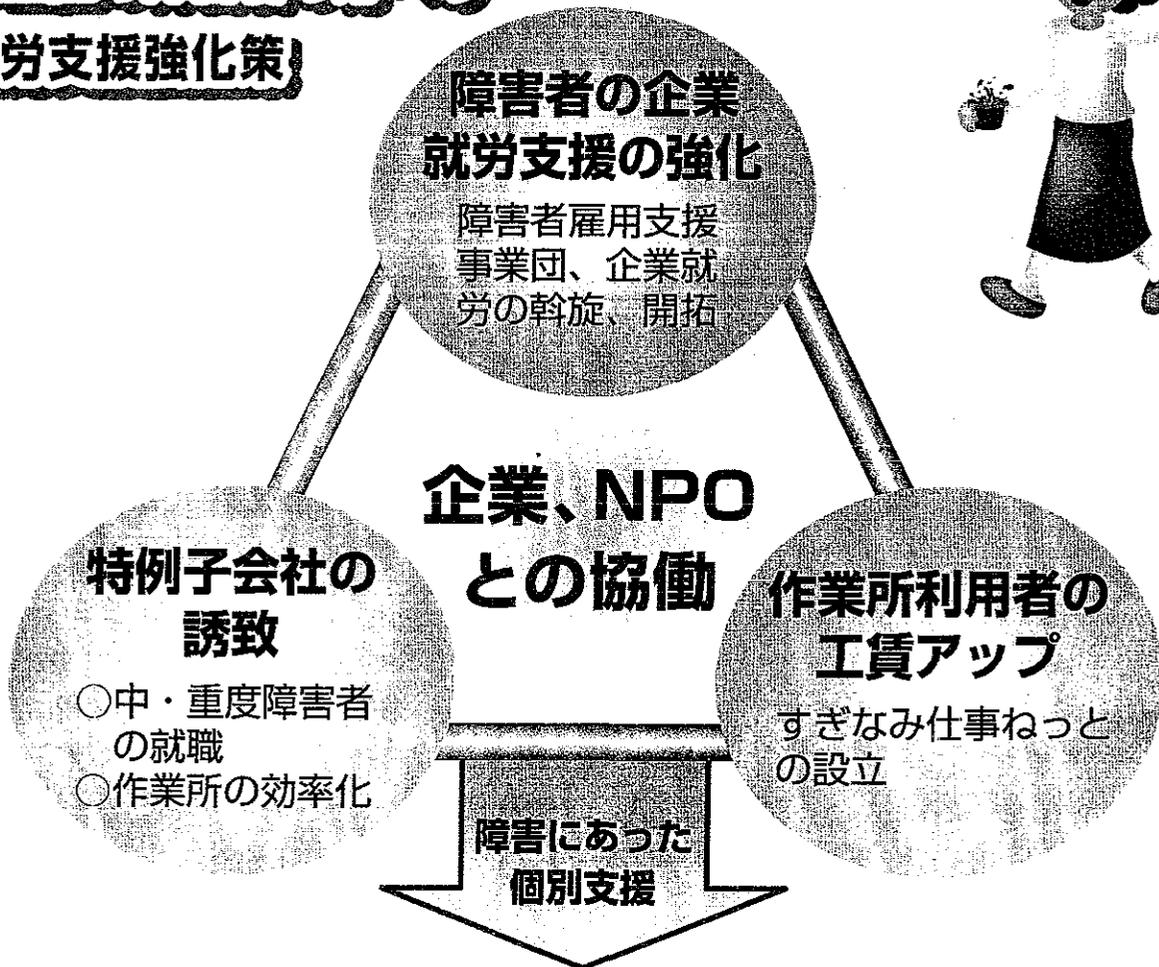
## \*期待する効果

- \*特性、力量に合わせた仕事で給料アップ
- \*幅広い仕事の提供による意欲の向上
- \*作業所の活性化



【参考】

## 杉並区の障害者の方への 就労支援強化策



# 障害者がもっと働ける地域づくり

## 平成19年度災害時要援護者支援対策の取り組みについて

## 1 概要

平成18年度の災害時要援護者支援対策検討会の検討及び個人情報保護審議会での諮問等を踏まえ、平成19年度は、以下4点の取り組みを実施する。

- (1) 災害時要援護者原簿の作成と活用
- (2) 登録者台帳の整備とモデル震災救援所における避難支援計画の作成
- (3) 個別避難支援プランの作成
- (4) 福祉救援所の整備計画の策定と協定の締結

## 2 現在の進捗状況

## (1) 災害時要援護者原簿の作成

- 各主管課の情報を名寄せし、原簿及び勧奨通知の各項目の漏れや印字数を確認し、現在テスト印刷中。
- 6月下旬に原簿を完成し、勧奨通知を発送する予定。

## (2) モデル震災救援所運営連絡会

- 現時点では、杉並第五小学校、杉並第十小学校、東田小学校、桃井第二小学校、桃井第三小学校、松ノ木小学校、東田中学校、大宮中学校が候補として上がっている。
- 随時、各震災救援所運営連絡会へ取り組み内容と救護支援部の役割を説明し、モデル震災救援所としての了承を取付中。

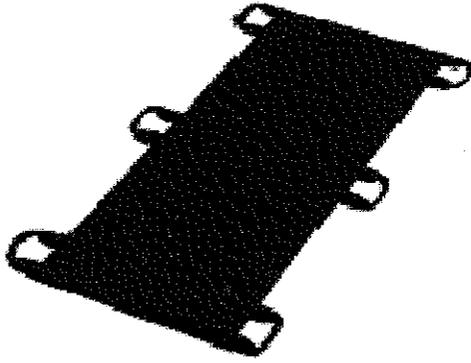
## (3) 研修や支援体制の状況

- 社会福祉協議会と震災救援所運営連絡会に対する個人情報保護の研修及び避難支援計画の策定案等について協議を行うとともに、研修内容について、区の情報公関係と協働で必要な項目や例題についての内容を調整中。
- 民生児童委員が個別避難支援プランを作成するため、同行訪問を依頼するケア24や自立支援センターに対して、制度の説明や委託内容について説明。

## 3 今後のスケジュール

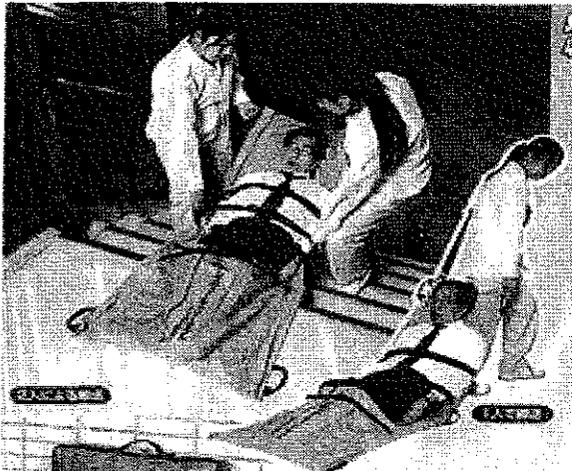
- 6月～7月 災害時要援護者原簿の打出、  
モデル震災救援所地域への勧奨通知発送・既登録者への通知発送、  
災害時要援護者救助資材の予算計上(裏面見本)、  
随時登録者台帳へ情報入力、個人情報保護等の研修
- 9月～12月 モデル震災救援所運営連絡会避難支援計画策定開始、  
随時個別避難支援プランの作成、  
広報特集号発行、福祉救援所の整備

ディスポストレッチャー



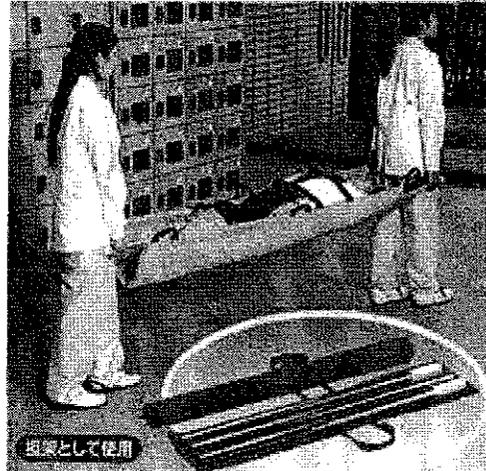
◆サイズ 約 48×120 c m

レスキューキャリーマット

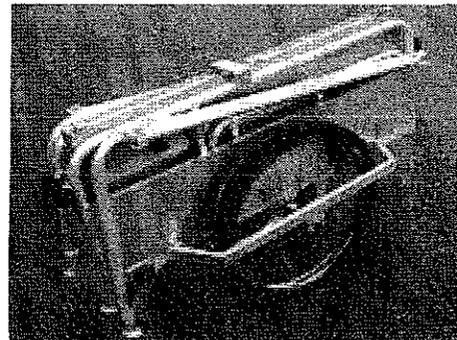
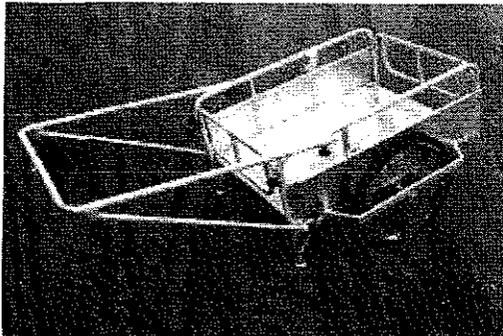


◆サイズ 約 65×180 c m

レスキューキャリーマット専用連結式担架棒



折りたたみリヤカー



おんぶ隊プラス



**（仮称）杉並区移動サービス情報センターの設置（2,176万円）**

高齢者や障害者が定期的な通院や外出をするにあたり、利用方法が多様で複雑である移送サービスの利便性を高めるため、（仮称）杉並区移動サービス情報センターを設置します。

センターでは、事業者の形態や利用料金、利用手順等のサービス情報等の一元化を図り、利用者等が平易にサービスを利用できる仕組みを作ります。

20年度の本格実施に向け、今年度はサービスの試行を開始します。

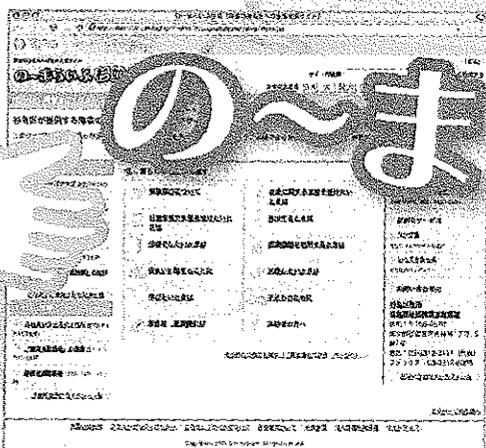
また、移送サービスの供給量の増加を図る一環として、福祉有償運送団体の安全運行の確保を目的とした補助金を、引き続き交付します。

**<今後のスケジュール>**

平成19年5月	委託事業者の公募
6月	委託事業者選定
10月	試行開始予定
平成20年4月	事業本格実施



障害のある方への生活支援サイト



# の〜まらいふ杉並



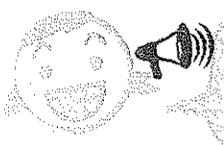
## の〜まらいふ杉並って?

これまで杉並区が提供していた「障害者のてびき」を  
“もっと多くの方に便利に使っていただく。”という思いから  
WEB版「障害者のてびき」として「の〜まらいふ杉並」をつくりました。  
単なる行政情報だけでなく、様々な情報を発信していきます。

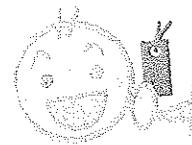
### ■特徴■



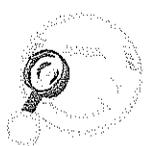
障害者のてびき、  
全部のってます。



音声読み上げソフトに  
対応しています。



わかりやすい分類で  
探しやすくなっています。



文字が見にくくても、  
文字拡大でばっちりじゃぞ。

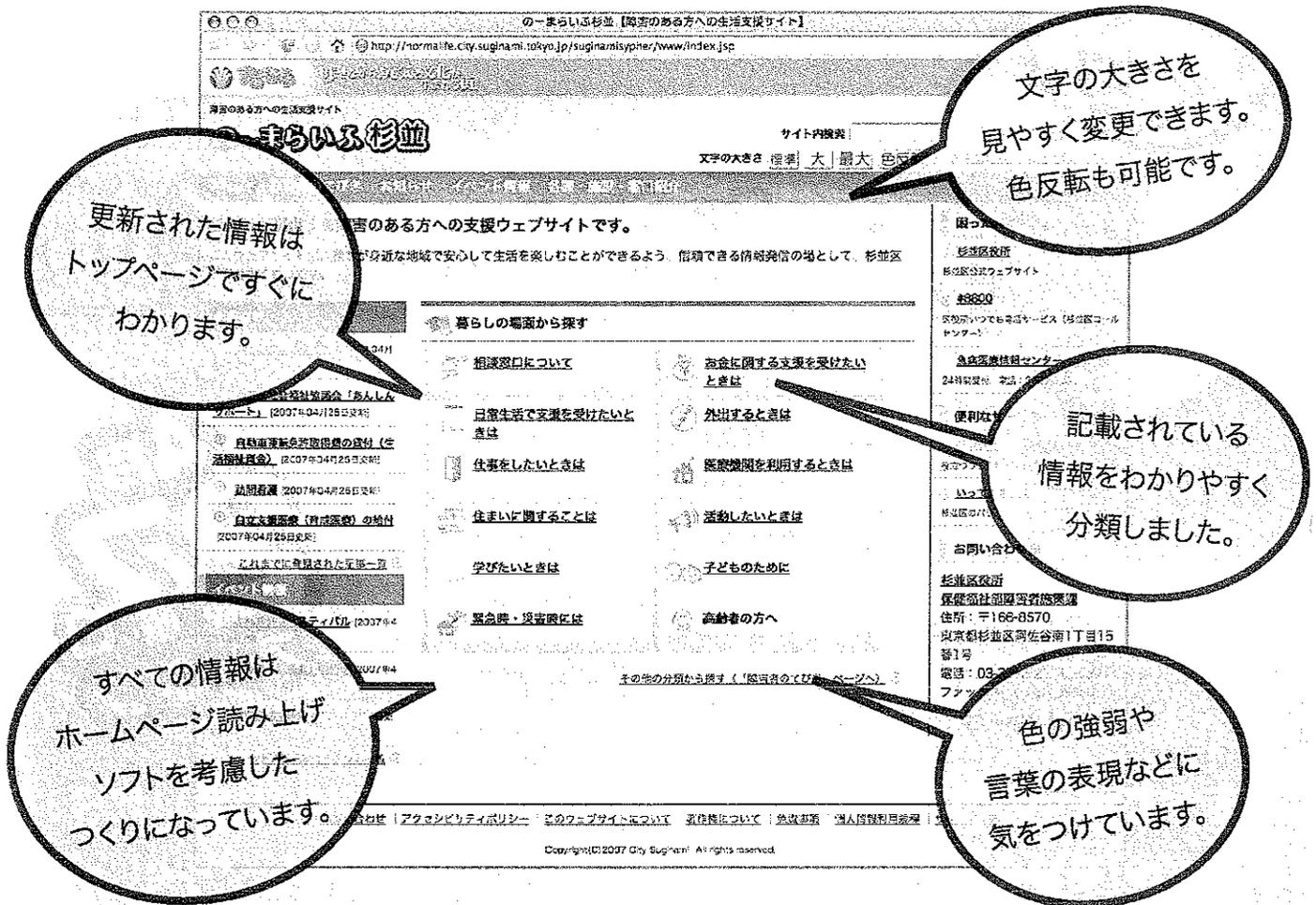


まちのイベント情報や  
お知らせなども発信します。



サイトアドレス <http://normalife.city.suginami.tokyo.jp/>

# 障害のある方への生活支援サイト の～まらいふ杉並



## の～まらいふ杉並とは

「の～まらいふ杉並」は、誰もが身近な地域で安心して生活を楽しむことができるよう、障害のある方の生活に役立つ情報を提供するものです。

障害のある方だけでなく、広く一般の方々の積極的なご利用をお待ちしています。

## 常に最新の情報をお届けします。

冊子「障害者のてびき」に掲載されている行政情報を中心に、ウェブサイトの特性を生かして、内容の更新に対応した最新情報を皆さんにお届けしてまいります。

## 多くの人が情報を得られるように

できるだけ多くの方が快適に情報を得られるように、ウェブアクセシビリティ（ホームページの利用のしやすさ）に配慮したページ作成をしています。

## 皆さんからの役立つ情報をお待ちしています。

利用する皆さんの感想やご意見を伺いながら、多くの方に便利に使っていただけるホームページをめざしたいと考えています。

ホームページに対するご意見や、街にあふれるさまざまな情報をお待ちしています。

サイトアドレスは  
<http://normalife.city.suginami.tokyo.jp/>



区役所のトップページ  
からもリンクしてます。

情報発信元：杉並区役所 保健福祉部障害者施策課  
住所：〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号  
電話：03-3312-2111（代表） ファックス：03-3312-8808

# 会 議 記 録

会議名称	平成19年度 第1回障害者福祉推進協議会
日時	平成19年6月8日(金) 午前10時から12時
場所	杉並区役所 中棟5階 第3・4委員会室
出席者	委員 古谷野・坂井・高橋(利)・斎藤・高橋(博)・山本・西山・杉原・小川・丸山・小林・土屋・佐藤・日高・鈴木・田城・谷中
	幹事 保健福祉部長・保健福祉部管理課長・障害者施策課長・障害者生活支援課長・福祉事務所高井戸事務所担当課長・保健福祉部高齢者施策課長・児童青少年課長 杉並保健所保健予防課長
	事務局 障害者施策課(端井・阿部・落合・内谷)・生活支援課{鈴木(修)・鈴木(久)}
傍聴者数	なし
配布資料	資料1 杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱 資料2 平成19年度 杉並区障害者福祉推進協議会委員・幹事名簿 資料3 杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について 資料4 杉並区障害福祉計画 平成19～平成20年度(第1期) 資料5 杉並区障害福祉計画({概要}) 資料6 杉並区地域自立支援協議会設置要綱 資料7 杉並区地域自立支援協議会 全体のイメージ 資料8 「すぎなみ仕事ねっと」ちらし 資料9 災害時要援護者支援対策の取り組みについて 資料10 (仮称)杉並区移動サービス情報センターの設置 資料11 「の～まらいふ杉並」ちらし
会議次第	1 委嘱式 (1) 開会挨拶 (2) 委嘱状の交付 (3) 区長挨拶 2 第1回 推進協議会 (1) 開会挨拶(保健福祉部長) (2) 委員自己紹介及び幹事紹介 (3) 会長及び副会長互選 (4) 会長挨拶 (5) 議題 ・ 杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について (6) 報告事項 ・ 杉並区障害者福祉計画・「7つの推進プラン」について ・ 災害時要援護者対策について ・ 杉並区移動サービス情報センターについて ・ 障害のある方への生活支援サイト「の～まらいふ杉並」について (7) その他

## 会議の要旨

### 1 委嘱式

- (1) 開会挨拶 (障害者施策課長)
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 区長挨拶

### 2 第1回 推進協議会

- (1) 開会挨拶 (保健福祉部長)
- (2) 委員自己紹介及び幹事紹介
- (3) 会長及び副会長互選  
会長 古谷野委員、副会長 坂井委員・高橋 (博) 委員
- (4) 会長挨拶
- (5) 議題

#### ○杉並区障害者福祉推進協議会の役割と運営について

説明：資料1・資料3及び報告事項(1)…障害者施策課長

- ・ 協議会の役割について…資料の内容で確認、了承
- ・ 専門部会の設置について

⇒ (主な意見) 精神保健福祉の課題について引き続き協議するため専門部会の一つに加えたほうがよい。

⇒ (結果)

- ・ 「計画部会」「災害時要援護者対策部会」「精神保健福祉部会」の3つの専門部会を設置する。
- ・ 部会長については、「計画部会」坂井元委員、「災害時要援護者対策部会」高橋博委員、「精神保健福祉部会」鈴木美佳子委員で了承。
- ・ 部会委員については、別途会長と相談し、事務局から各委員に相談する。
- ・ 専門部会は、設置可能な部分から設置し、第2回の協議会までにそれぞれ1回程度開催する。

#### (6) 報告事項

○杉並区障害者福祉計画・「7つの推進プラン」について

⇒ (主な意見)

- ・ 視覚障害者のコミュニケーション支援についても対応してほしい。  
→資料4の杉並区障害福祉計画p16にあるように課題として検討する。
- ・ 介助者の不足、担い手の育成をどのように考えているのか。  
→資料4の杉並区障害福祉計画p12にあるように重点事業として載せている。
- ・ 事業者の報酬アップを図ってほしい。  
→報酬の件は自立支援法の国レベルの問題だと思うので、要求は上げていきたいが、それ以外で区としてできることから実施したい

○災害時要援護者対策について

(保健福祉部管理課長) 資料9

○杉並区移動サービス情報センターについて

(保健福祉部管理課長) 資料10

○障害のある方への生活支援サイト「の～まらいふ杉並」について

(障害者施策課長) 資料11

⇒ (主な意見)

・ デジタルのものだけでなく、アナログ世代の対象者のことも考えたものにしてほしい。紙版も残してほしい。

→障害者の手引きは、今年度改定予定。

○「すぎなみ仕事ネット」・杉並区自立支援協議会

(生活支援課長) 資料7・8

#### (7) その他

次回日程 全体会は10月を予定 後日通知

### 3 閉会

